

平成 21 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録 (第 3 号)

1、本日の出席議員 (24 名)

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員 (な し)

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 佐 藤 正 之
庶 務 係 長 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	防 災 課 長	長 谷 山 良
市 民 課 長	竹 内 規 悦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成21年6月16日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、13番菊地衛議員の一般質問を許します。13番菊地衛議員。

【13番（菊地衛君）登壇】

●13番（菊地衛君） おはようございます。さきに提出してあります一般質問書に従って私の意見などを述べながら、大きく2つの点について質問いたします。

最初に、にかほ市学校教育将来構想策定委員会が平成19年度から20年度までの、ほぼ2カ年にわたって開催され、平成21年2月19日付で、市長及び教育委員長に対し提言書が提出されております。その概要については、さきの3月定例会での市政報告、あるいは市政説明会で市民の質問に答える形で説明されておりますが、教育委員会ではこの提言書の内容、項目を受けて、具体的に進めていく方策をどのように検討していくのか伺います。

これらの提言を進めていくには、地域との話し合い、耐震化の問題、跡地利用、児童生徒の通学、これに関しては、にかほ市全体の公共交通の確保の課題もかかわってまいります。さらには新校舎建設などの財政的問題等々、提言を具現化していくには教育委員会のみならず全庁的な問題が絡み合ってくるわけですが、検討されている事柄について伺います。

次に、釜ヶ台小中学校について伺います。釜ヶ台中学校については、にかほ統合中学校建設という既成事実もあり、平成22年度からにかほ中学校に統合するということは既に決定しているという認識でありますが、提言書では釜ヶ台小学校についても平成22年度に複式学級解消のため院内小学校と統合すると明記してあります。さらに今定例会の市政報告、条例改正案、閉校のための記念事業の補正予算案というふうに小学校についても中学校と同時統合ということになるようですが、これまでの経緯では釜ヶ台中学校の仁賀保中学校への統合後、小学校だけ残るのは好まし

い状態ではないので、その推移を見ながらいずれ統合するというふうに私自身は認識しておりましたが、この件について釜ヶ台地域の人々については市政報告にもありましたが、十数年来の話し合いがあったことも承知しておりますので議会の範囲ということは推察できますが、逆に受け入れ側という表現でいいかどうかわかりませんが、院内小学校の児童生徒、PTA、学区内地域の住民に説明、あるいは周知しているのか伺います。

院内小学校と釜ヶ台小学校は、統合目的かどうかは別にいたしましても、これまでも幾つかの交流事業を展開しており、生徒同士のなじみもあるかと思えます。また一方で、市政報告にもありましたように、地域から学校がなくなることは寂しいという地域の方々の思いは数字でも伺えると思えます。釜ヶ台地域では、旧町時代から数十年にわたり話し合いやアンケート調査が行われておりますが、小学校についての平成 19 年 10 月のアンケートでは、「存続」が 53%、「他校との統合・その他」が 47%、平成 20 年 8 月のアンケート結果は、「存続」と「どちらとも言えない」を合わせると 55%、「統合」が 45%と、数値でも地域の方々の微妙な心情が見てとれます。

そこで、平成 20 年 3 月時点での教育民生常任委員会では、釜ヶ台中学校の統合に関して、当該地域住民の方々との将来的問題を避けるため、これまでの協議事項を書面等で明確にしておくべきとの意見を申し上げております。今回は小学校も含むこととなりますが、通学に不便を来さないようスクールバスの運行、跡地利用など、さまざまな問題や課題の協議がされたと思えます。教育委員会では、法的義務はなくても地域との良好な関係と今後の円滑な運営を図るため文書の作成の方法で検討したいと回答しておりますが、その事柄は進んでいるのでしょうか。提言書では、院内小学校と小出小学校について平成 27 年度をめどに統合小学校を建築する、象潟地域の小学校については平成 30 年度をめどに学校規模の適正化のため象潟小学校、上浜小学校、上郷小学校の統合を教育委員会において検討していく、平沢小学校と院内小学校の学区については平成 22 年度までに明確にしておくといった、それぞれの事案について具体的な年次を明記しております。そして提言書の末尾には、提言の具現化に当たっては児童生徒の学習環境が予想され得る最良のものになるよう、さらに検討を重ねるべきとあります。このことは、少子化の進展に伴い財政的問題やコスト意識で教育の本質を見失うことなく、なお一層の学校教育の充実に邁進するようとの警鐘のようにも受け取れます。

提言は、いわゆる旧町単位ごとの枠組みで論じられた印象ですが、教育委員会としてはもっと幅広く、にかほ市全体の学校教育の充実と環境整備という視点で検討を重ねるべきではないかと考えます。例えば、提言書どおり院内小学校と小出小学校の統合後にするか、前にするかを検討も含みますが、院内小学校と距離的には大差のない金浦小学校の新しいゆとりのある校舎に小出小学校を組み入れていくようなことなども選択肢の一つにあってもいいのではないかと思います。いずれ現在の推計では平成 25 年には平沢小学校 390 人、院内小学校・小出小学校・釜ヶ台小学校・金浦小学校の 4 校合計で 407 人、象潟小学校・上浜小学校・上郷小学校の 3 校合計で 536 人となるようで、法律の名前が長いので義務教育標準法と申しますが、それによる 1 学級 40 人と計算しますと、学校教育法施行規則で標準とする学級数 12~18 学級の範囲よりも少な目になりますが、昨今の 30 人学級とすると範囲内に一致することになります。ただ、別の法令で適正と定めている通学

距離については、小学校4キロメートル以内、中学校6キロメートル以内というのには多少差異が生じることとなりますが、提言書にもありますように通学方法など具体的なことについては、地域の方々との話し合いで策定していくというのは当然のことと思います。

にかほ市のみならず全国的な少子化で学級数の少ない学校がふえていることから、中央教育審議会の5つの分科会のうち、初等・中等教育分科会に作業部会を設置し、規模の目安や統廃合の具体的な進め方などを話し合い、ことしの夏ごろまでに結論を出すとしております。

そこで、当にかほ市では、昨年の象潟中学校の竣工、今年度の仁賀保中学校の完工などで中学校の統合にはまだまだ目がいかないかもしれませんが、将来的課題として中学校の統合、1市1中学校についても検討を加えていくべきではないかと考えます。その際には、仁賀保高校の利活用も視野に入れ、中高一貫校や連携校といった方式も有効と考えられます。平成30年の市内の中学生の推計は合計で645人となっているようで、これも先ほどの小学校と同様の計算をしますと16.35学級となり、現行法では標準内ということになります。前段で申し上げました釜ヶ台小・中学校の統廃合の課題は、もっと以前からあったかもしれませんが、私が認知している範囲でも20年以上前からあったもので、地域から学校がなくなる、あるいはなくすという事業にはかなりの時間と労力がかかるものと認識をしております。ですから今回の提言、そして中教審の審議結果などを見きわめ、冒頭の質問に戻りますが、教育委員会として、にかほ市学校教育将来構想策定委員会の提言に、どう考察や検討を加えて具現化していくのか伺います。

先ほども触れましたが、平沢小学校と院内小学校の学区の件に関連して、教育委員会として学校選択制、または学区の撤廃についての基本的な考え方を伺います。

大きく二つ目の質問は、平沢漁港東側防波堤の立ち入り禁止解除についてであります。この件につきましては、きのう齋藤修市議員から質問があり、一定の答弁は出ており、「解除の可能性がありますか」というと「ない」という答えになるかもしれませんが、私の意見や市民の声も披瀝しながら質問いたしますので、質問が終了するころには当局も解除に向けて努力してみようという気持ちになっていただければ幸いです。

平沢漁港東側防波堤の立入禁止は、連続して死亡事故が発生したための措置で、やむを得ないところもありますが、平沢地区内外の多くの人々から自由に釣りや散歩を楽しみたいという要望があります。防波堤の設置目的は、本来、釣りや散歩など遊戯的な目的、場所でないことはだれでも十分承知しております。しかし、近年の海洋性レクリエーションの需要の高まりから、全国的には防波堤の設置の際、波を防ぐだけでなく一般の人々が自由に出入りし、安全に集い、憩い、散策できるような遊歩道も整備し、釣り護岸、あるいはダブルデッキ型構造と呼ばれる親水防波堤の建設も幾つか例があるようであります。そういった形状・形式ではなくても平沢漁港の防波堤は、長年にわたり釣りや散歩、自然へのふれ合いの場所として親しまれ、利用されてきました。それがある日突然、亡くなった方、いまだに行方不明の方々には申しわけありませんが、冬の嵐のさなかに釣りをするというような非常識な一部の人々のために、親しみを持って、あるいは安全に楽しんできた場所が閉鎖されるということは地域の人々にとって納得がいくものではありません。確かに数十年前から見れば、きのうの答弁にもありましたように、東側防波堤は高さが増し、外海にはテトラポ

ットが施され、危険度が高くなっているという事実もあります。しかし、地元の人々や長年この場所を知っている人々は、危ないところ、天候の悪い日は無理に防波堤に行ったりはしません。私のところにもさまざまな声が届いております。「せっかくの休日を昔のように平沢の防波堤で釣りを楽しみたい」「定年退職し、昔からなれ親しんだ平沢の防波堤で釣りを楽しもうとしていたが行くことができず、家にこもり病気になるそうだ」「人が集まる場所を封鎖することは、まちのにぎわいにも影響する」「海側から見る陸地、雄大な鳥海山の景観を楽しむことができない。そういった季節季節の写真が撮れなくなった」「市民の身近なレジャー、楽しみを奪われた」「期間限定でも入れるようにしてもらいたい」、また、建設的な声として「防波堤パトロールをボランティアでやるから開けてもらえないか」という方もおりました。いずれ通年ではなくても春から秋までの期間、あるいは可能であれば悪天候のときにはその都度閉鎖するとか、とにかく天気のよいときにはだれでも自由に出入りできるような状態になってほしいと願っております。現在、東側に秋田県の立入禁止の看板が4枚、西側に由利地域振興局のものが1枚掲示されており、そのほかにも平沢小学校PTAの危険を知らせる立て札、コンクリートの壁に直接「立入禁止・危険」と数箇所書いてありますが、今後、封鎖が解除できるとしたら管理する県とも十分協議をして、秩序ある防波堤の利用のため看板の表示を工夫していただきたいと思っております。

以前は釣りを楽しむ親子連れの姿が多く見られました。もちろん私自身もそうでありましたが、自然へのふれ合いと危険な行為を子供たちに教える場でもあったと思っております。先日、当議会の森林林業林産業活性化推進議員連盟主催の研修会で秋田県立大学の蒔田先生の講演を拝聴する機会がありました。テーマは「地球温暖化と森林の役割」で、演題は「身近な自然から学ぶ」でありましたが、先生はその中で環境を考える原点は地域の自然に目を向け、その価値を十分に理解することとし、その自然を体感することの重要性を訴えておられました。平沢漁港の防波堤だけがそういう場所ではないにしても、身近にある場所であることは確かであります。一昨日の日曜日にも天候に恵まれた日でしたが、立入禁止の柵を越えて七、八人の人が東側防波堤で釣りをしておりました。柵や鍵が壊されれば器物損壊の罪になるようですが、防波堤に侵入すること自体にはきのうの答弁にもありましたように罰則規定がなく、釣り人に任せるしかないということのようであります。先ほど来申し上げておりますように、海洋性レクリエーションの場として平沢漁港東側防波堤は、まちの中心部から極めて近いこと、よって道路のアクセスがよいこと、潮風公園と海水浴場が隣接し、水遊びなども可能で最もよい環境にある場所であります。管理監督しているのは県当局や港湾委員会、海上保安本部などの行政機関と思われまますので、市の行政当局には、その解除に向けて協議を重ね、ぜひ実現していただきたいと思っておりますが、改めて答弁を伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 私からは、平沢漁港東側防波堤立入禁止解除についての御質問でございます。

今、菊地議員からのお話がございます、その必要性というのは十分認識はいたしました。ですが、きのうの齋藤修市議員に担当部長がお答えしているような状況でございます、再度担当部

長からお答えをさせますが、やはりいろいろ ―― 市だけではできないという部分だけですね。要するに管理は秋田県ですので、県のほうでどういう対応をしてくれるかと。やはり事故があったときに、どうしてもたたかれるのは管理者なわけです。ですからそのあたりがいろいろあると思いますので、担当部長からもお答えさせますが、私としてもいろいろ検討して県なりと ―― できるとすればですね、その期間ごとにできるような形があるようならば、そのあたりはちょっとお話をしてみたいなというふうに思います。

他の質問については、教育長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

●教育長（三浦博君） それでは私のほうから、にかほ市学校教育将来構想策定についての御質問にお答えいたします。

最初に、この提言書の内容を受けて具体的に進めていく方策の検討はどうかという御質問でございますが、将来を担う子供たちがすこやかに育ち、本市の学校教育目標である生かす力をはぐくんでいくことを重点に教育委員会として学校教育の充実に努めているところでございますが、今後とも少子化が進行し、学校教育に深刻な影響を及ぼす状況になることが予想される中、御承知のように学校教育将来策定委員会より今後の教育環境のあり方について提言が出されました。

地域の実態や歴史、文化、あるいは地域の象徴としての学校という視点から見ますと、一概に標準的な学校規模にすることは難しい面もありますけれども、一方ですべての児童生徒に等しくよりよい教育環境を提供することも求められていることから、教育委員会ではこれらの助言を尊重し、児童生徒にとって望ましい学習環境の維持、整備を進めていきたいと考えています。

また、この提言に目標年次を設定した経緯についてであります。釜ヶ台小学校については中学校の統合に当たり、極少数で複式学級の小学校をどうするかについて平成 19 年度から地域住民、保護者と協議を重ねてきました。その協議内容や確認事項については、将来構想策定委員会にも逐一報告しながら協議を進めていただいた結果、中学校と同時期に統合することが望ましいとの提言になったものです。院内小学校と小出小学校については、院内小学校が改築時期を迎えていることと小出小学校の児童数が平成 27 年度には 52 人ほどの規模になることから、両校を統合して適正規模の教育環境にすることが望ましいとの観点で、今後、地域、保護者との話し合いや建設用地の選定、取得などには一定の期間が必要であることから、平成 27 年度をめどとすることとなったものです。

また、象潟地域の小学校については、上浜小学校や上郷小学校の小規模化が進む見通しで、平成 27 年度にはそれぞれの児童数が 70 人から 77 人ほどの規模になることから、象潟小学校との統合も視野に入れながら平成 30 年ごろから象潟地域小学校の教育環境のあり方を検討していくこととなったものであります。

いずれにしましても教育委員会としては、示された年次を目標にして今後の教育環境のあり方についての意識調査の実施や教育懇談会等協議の場を設けて、話し合いの機会を持ち、保護者、住民の意思を尊重しながら、当該地域のよりよい教育環境づくりに努めていきたいと考えています。

次に、釜ヶ台小学校の統合については、地域の皆さんやPTA、保育園保護者の皆さん方との協議を重ねてきた結果、中学校と同じく平成22年4月1日に院内小学校と統合することで協議が整いましたので、今定例会に市立学校設置条例の一部を改正する条例制定案を提案した次第であります。

院内地域の保護者や地域の方々への周知については、教育委員会による説明会等は行っておりませんが、地域住民も参加する院内小まつりなどの学校行事やPTAの機会に統合計画について校長から話をしてもらっております。また、子供たちにも話をしておりますし、両校の子供たちがスムーズに安心して学校生活になじめるように、一昨年からは院内小と釜ヶ台小の合同授業を実施し、交流を深めてきているところです。今年度も学校行事などで交流を重ねながら、子供たちの意識をさらに高めていきたいと考えています。

次に、釜ヶ台地区との文書の作成についてでございますけれども、現在のところ統合に関する確認文書の作成は行っておりませんが、懇談会開催ごとに協議が整った事項については確認を行ってまいりました。今後、通学対策等すべての協議事項が決まり次第、各地域及びPTAの代表と確認文書を取り交わすことにしております。

次に、学校選択制、学区の撤廃についての教育委員会の基本的な考え方の御質問でございますが、本市では象潟地区の一部で共通学区制を実施し、選択制を採用している地域もありますが、総じて本市の学校教育は、各学校とも地域と密接な連携のもとで教育活動が行われており、保護者の地域の学校に対する関心も高く、協力的であり、児童生徒も地域とのかかわりの中ではぐくまれているという現状にあります。

このような状況もあって教育委員会では、これまで学校選択制や学区の撤廃についての具体的な審議はしておりません。確かに今後、児童生徒数の減少により小規模化が進行していく学校もあります。その改善策として学校選択制の導入や学区の撤廃も選択肢の一つであるとは思いますが、本市の学校教育の現状から見て、これらの制度を導入することは今のところ考えておりません。

なお、仁賀保地域の学区未確定地域については、提言どおり今年度中に確定したいと考えています。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 平沢漁港の東側防波堤の立入禁止の解除についてであります。

きのうの齋藤修市議員の一般質問にもありましたが、立入禁止措置については平沢漁港の東防波堤と金浦漁港の防波堤の2ヵ所ありますが、この2施設は漁港内でも特に危険性が高く、また、不幸にも事故が発生してしまったことにより、管理者である県が管理責任を果たすため柵を設置し立入禁止としたものであります。

また、常時立入禁止としたのは、事故が発生した冬期に限らず、常に風浪や防波堤の構造などから危険性が高いと判断されたものと思います。沖に延びていて水深もあることから、釣りや散策などには大変魅力を感じると思いますが、危険性が高く、事故を未然に防止するため、関係機関と協議の上設置したものであり、県では期間限定でも開放はできないという考え方であり、御理解くださるようお願いいたします。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 13番菊地衛議員。

●13番（菊地衛君） 若干再質問させていただきます。

院内小学校と釜ヶ台小学校の統合についてでありますけれども、地域住民には特にその説明をしていないというようなこと、生徒同士は理解しているんでしょうけれども、PTAですとか地域の人たちに平成22年度から釜ヶ台の子供たちも一緒にここで勉強するんだよというような前もった認識があるのとないのでは随分違うと思います。ですからそういった地域住民に知らせるというような方法について再度伺います。

それから、学区制については教育長の答弁のあったとおりでと思います。やはり教育というのは地域と密着しておりますので、地域で子供を育てるという部分もありますから、それはその考え方でいいと思いますけれども、ただ、象潟地区の一部でというのはどういう事情でそういうふうになっているのか、その2点について伺います。

それから、防波堤の件ですけれども、事故に遭った人、あるいはその遺族から設置者である県に対して、その管理責任の追及や賠償などの訴訟の事例があるのかどうか、当局で把握していたらお願いをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） 院内地区の住民の方々に釜ヶ台小と院内小の統合についての周知を、もっと徹底して図るべきではないかということではありますが、その釜ヶ台小学校と院内小学校の統合をするということは、今の提言書にもあったように、何と言いますか、広報などを通して情報提供していますし、PTAの連合——市P連の役員の方々の皆さん方との会合などでも情報提供をしたり、それから学校を通して、行事のときを活用させてもらい、校長から情報提供していただきます。院内小学校区では、例えば院内小まつりなどは、その保護者のみならず地域の方々も大分多く参加する、地域が一体となった学校行事でありますので、その折に校長を通して伝えてもらっているという状況で、大部分の院内地区の方々は釜ヶ台小と院内小がいずれ統合するのだという意識は伝わっているものと教育委員会では認識しております。

それから、象潟地域の一部共通学区の件であります。詳細にわたる事情というものはあまり詳しくはわかりませんが、象潟地域のいわゆる立石地区でございます。象潟小学校と上浜小学校の距離的にちょうど中心部分に当たるような地域でありまして、そこをある一定区域を区切って保護者に上浜小か象潟小で学ばせるかを選択していただいて、その希望に沿って、学校を定めております。詳しいことは番地なども例規集に記載されておりますので御参照願えればと思います。主なものは通学区の通学距離の関係があるのかなとも思いますけれども、旧町時代からそういう共通学区制になっていったものであります。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 事故の件についてであります。秋田県の水産漁港課に確認しましたところ、ここ数年で県内の事故の件数は平沢漁港が3件、金浦漁港が1件、それから男鹿椿漁港が1件、岩館漁港が1件の転落事故が発生しているということでもあります。この6件については重大事故であるということで、重大事故というのは死亡・行方不明・けが等であります。

また、重大事故にならない軽微な事故については把握していないけれども多数発生していると思われるということでもあります。

立入禁止柵の設置件数であります。立入禁止柵等を設置している県内の漁港は、重大事故が発生している平沢漁港、金浦漁港、男鹿椿漁港、岩館漁港の4港となっております。これらの事故で亡くなられた遺族の方等が県に対して賠償責任を問う訴訟を起こした事例は、1度もないということでもあります。これらの事故は自己責任の割合が100%に近いと考えられることによると思われるということでありました。しかしながら、管理者としては関係機関等からの指導があり、立入禁止の措置をとったものでありまして、自己責任の割合が100%に近いというものの事故を未然に防止することが管理者としての責務であり、事故は重大な事例としてとらえられているということでありました。

ちなみに、こういう事例につきましては、きのう、担当課のほうで確認しましたところ、一部の情報がありまして、新潟県でもこの問題について研究会を開いているということで、これについては港湾施設ということで漁港とは違いますけれども、さまざまな問題が発生していると。同じようにやはり無謀だということから、観光振興の面でもぜひそういう体制整備をしたいというその研究会でただいま議論中であるという情報がありました。私どもも安全というものを第一に考えながらも、やはりその市民の憩いの場としての場所も提供したいという大変悩ましい課題であると考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 13番菊地衛議員。

●13番（菊地衛君） おおよその答えがわかりましたけれども、いずれ今回の教育委員会に対する提言書は、教育委員会として何をなすべきか、教育委員会自体の学校教育に対する将来的ビジョンが問われている問題だと認識しております。現在、にかほ市は4月30日現在で人口が2万8,652人、面積が241平方キロメートルの市に4中学校8小学校は、やはりいかにも多いなという感じはいたします。ただし、コストや合理化という観点だけではなく、あくまでも児童生徒中心の学習やスポーツ活動がしやすい適正な人数、施設といった環境整備に地域の住民の方々との協議を重ねることはもちろんであります。今後、教育委員会が主体的に取り組んでいていただきたいと思っております。

また、防波堤の問題については、一切責任は負いませんと看板にも書いてあります。自己管理、自己責任のことでもありますので、何とか行政当局同士で解決の糸口、やはり解除できるような解決の糸口を見つけていただきたいなということを申し上げまして終わります。

●議長（竹内睦夫君） これで13番菊地衛議員の一般質問を終わります。

所用のため50分まで休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番池田好隆議員の一般質問を許します。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

●4番（池田好隆君） それでは、通告の2点について質問いたします。

最初に、市政運営の評価についてであります。この件につきましては、昨日の同僚議員の質問、あるいは答弁もあったわけでございますけれども、若干ダブル点もあるかと思っておりますけれども答弁のほう、よろしく願い申し上げたいと思います。

市長の後援会報、これを見る機会があったわけでございます。その中で約束、つまりこれは選挙時のマニフェスト、そういうものではないかと思っておりますけれども、それについてはかなり高い達成率といいますか達成感、これを表明しているわけでございます。それで、項目を区切って以下の4点について、改めて市長がどう評価するかと、どう考えているかという点についてお伺いしたいと思います。

第1点は循環型社会への取り組みでございます。地域循環、二酸化炭素の削減の推進、これはまさに時代の要請でありますし、にかほ市としても取り組んでいるわけでございます。菜の花プロジェクトの始動、あるいは廃用食油の回収事業、つまりBDF事業でございますけれども、これに取り組んでおりますし、状況は大体承知しておりますが、県内の他の自治体、小坂町、あるいは北秋田市、潟上市、大潟村、などの状況を見ますと、民間企業、あるいは大学との共同の取り組み、森林総合研究所、あるいは潟上市あたりは工業団地にバイオ燃料の製造基地までつくるといふ、かなり規模の大きな循環型社会の取り組みを進めているわけでございます。にかほ市とすれば、どの程度の規模のものをこの循環型社会形成、こういう面で目指すのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

二つ目でございます。老人福祉施設への入所待機者の解消の問題であります。これもいろいろ質問があり、答弁もなされております。18年から20年にわたってショートステイ等の増床、あるいは18年には由利本荘市でも特別養護老人ホーム、ケアハウス、こういったものの増床が実現しておるわけでございます。広域圏の第4期計画、これもいろいろお話がありましたが、特別養護老人ホームが150床、グループホーム36床、そのうちにかほ市では特別養護老人ホームでは50床、グループホーム9床、この程度を目指したいというようなことだと思います。事業の開始は22年度からということだと思いますが、私も一応調べてみました。この待機の関係でございますけれども、平成21年4月現在でにかほ市には特別養護老人ホームが3カ所あると。3カ所の待機者、これは待機者のとらえ方、これ非常に難しい面もあるかと思っておりますけれども一応126名、それから老人保健施設1カ所、これが16名、約140名の待機者がいるのかなと、私はとらえております。第4期計画は、平成22年度ころから説明会を中心に始まっていくわけですが、これはかなり以前からもいろいろ議論のあった部分でございます。待機者が相当の数いるというのは間違いのない事実だと考えております。そのために早期に、つまり50床、これについては待機者の解消といえますか、そういうことを図るべきでないかという感じを持っております。そういった点から、この待機者の解消についてどのような進め方をするのかということをお伺いいたします。昨日ちょっと答弁

もあつたわけでございますけれども、再度お伺いをいたします。

三つ目でございます。観光産業の育成・発展への積極的な取り組み、こういった項目もございません。これも合併以来いろいろと議論されておるところでございます。にかほ市には観光はまだまだ伸びる余地があるのでないかと。また、観光は総合産業だと。非常に経済への波及効果も大きいと、こういうふうに言われておる産業分野でございます。にかほ市としても積極的な取り組みをしております。にかほ市観光アクションプラン、こういったものもつくり上げておるわけでございますが、この構想の実現には19年から28年までの10カ年を要すると。この10カ年のうち前期計画、後期計画、それぞれ5カ年に分けて取り組むと、こういうことでございます。私は非常に長い取り組みでないかなと、もう少しスピードアップを図るべきでないかなと、こういった感じを持っております。この点についても最初、市長の答弁をお願いしたいと思います。答弁の後に、再度自分の持論と言いますか、それも含めて再質問したいと、こういうふうに考えますので、よろしくお願ひします。

四つ目でございます。日沿道の整備に向けての取り組みでございます。平たく言いますと国へ強く要望すると、こういうことになるわけでございますけれども、最近、国土交通省は国の従来の方針を大きく転換して10年ぶりに整備計画の格上げ、これを4路線で実現したわけでございます。その中に幸い、酒田港から遊佐間、つまり山形県12キロメートルの日沿道、これが整備計画に格上げになったわけでございます。これについては当然のことでございますけれども、この地域を決定した大きな要因は、整備による効果が高く見込まれると、それが選定の大きい理由だと、こういうふうに言っておりますし、私も当然だと思います。そこで、残された象潟—にかほ道路、これ約13.7キロメートルでございます。さらには象潟から遊佐、この辺も17キロメートル程度でございます。この辺をどうするのかと。国へ要望しますよと、あるいは期成同盟会をつくって進めますよということでは少し生ぬるいでないかと。もう少し効果的な、つまり活動戦略、こういったものがあるのもいいのではないかと。そうしますと、ややもすればあきらめに近いムードみたいなものが市民の間にも出てきはしないかなという懸念を持っております。そこで、日沿道の整備に向けての取り組み、この点につきましても市長の答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一点でございますけれども、この4月に市役所の内部——企画課が中心のようでございますけれども、合併効果調査というものを行ったということでございます。その結果が一応まとまったようでございますけれども、まだ外に出せるような状況にはないと、部内資料だと、こういうふう伺っております。そこで、主なもので結構でございますけれども、部内ではこの合併のメリット、あるいはデメリット、この辺についてどういうとらえ方をしているのかと、その主なものをひとつ御紹介いただきたいということでございます。

次、大きな二つ目でございます。地域雇用創造事業についてであります。

最初に求職者の状況についてお伺ひいたします。私は12月定例議会でもこの質問をしております。その答弁では、1月末現在で求職者は男女合わせて679人おると。有効求人倍率は0.34であるというふうな答弁だったと思います。それがいろいろ進んでおると。と申しますのは、御承知のとおりTDK協力工場を中心として、依然として由利本荘市、にかほ市では解雇が続いて

いるからであります。6月1日現在の求職者、これは男女別をお願いしたいのですが、どのぐらいになっているのかと。それから有効求人倍率、これもあわせてお伺いしたいと思います。

それから、雇用創造の関係でございますけれども、昨日、地域活性化、あるいは臨時交付金、国の手当に基づいた取り組みと申しますか、そういうことで大きな予算が追加提案されたわけでございます。それはそれで非常に結構でございますけれども、少し先に向けての雇用創造、つまり緊急避難的なものでなくて雇用創造への取り組み、こういったものが当然あるはずでございます。最近の情報によりますと、厚生労働省、こちらの地域雇用創造事業というのがあるようですが、これには男鹿市、横手市、能代市、この3市が提案をして2009年度の第1次採択になったと、こういうふうな情報もあります。また、東北経済産業局、これは市長からもちょっと答弁あったように記憶しているのですが、東北経済産業局では企業城下町であるにかほ市、これの取り組み、これを非常に注目しておると申すこともあったはずでございます。そのような状況から、この先へ向けての雇用創造の取り組み状況、進捗状況はどういう状況なのかと。それから、これからどんな手順と申しますか、どういったスケジュールで、この地域創造事業の計画をまとめるのかと、この点について最初にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、御質問にお答えをいたします。

初めに、循環型社会への取り組みについてでございます。

平成20年3月に策定されました循環型社会形成推進地域計画は、さきに質問されました齋藤修市議員にも担当部長がお答えしておりますが、統合焼却施設の建設候補地の未選定や事業年度の不確定等で、あくまでも現時点では暫定的な計画となっておりますが、これに基づいて町内会を初めとした住民団体等と協働しながらごみの分別の普及啓発や資源回収に組み込み、また、廃家電のリサイクルについては特定家電用機器再商品化法に基づき適切な回収、再商品化がなされるように、関連団体や小売店等と協力しながら普及、啓発活動を行ってまいりました。そして、これからもさらに啓発活動などを行ってまいりたいと思っております。

また、生ごみ処理機（コンポスト）の購入に対する助成に対しては、今後とも継続して進めてまいりたいと思っております。

BDFについても、さきに質問された議員にお答えしておりますが、引き続き市内の皆さんの御協力によりながら充実してまいりたいと思っております。

今後は発生抑制、再使用の推進、環境教育の推進、普及啓発の推進、マイバッグ運動の推進等々さまざまな面において地球温暖化防止対策事業と連携して運動を展開してまいりたいと思っております。したがって、CO₂の排出抑制、菜の花、あるいはBDF、こうしたことについても行政、あるいは市民の皆さんから御協力をいただきながら、できることから着実に進展してまいりたいと思っております。

次に、老人福祉施への入所待機者の解消の件についての御質問でございます。

平成21年4月1日現在、先ほど池田議員からも待機者の人数のお話ありましたが、各施設への

申し込み、これは男性が 35 人、女性が 91 人の合計で 126 人になっているようでありませう。これは 4 月 1 日現在の状況でございます。その待機者の状況についてでございますが、入院している方が 22 人、他の特養施設に入所している方が 2 人、老人保健施設に入所している方が 14 人、グループホームが 5 人、ケアハウスなどに 4 人となっております。最も多いのが在宅での方で 79 人となっております。また、4 月 1 日から 2 ヶ月経過した 6 月 1 日現在では、施設の入替えなどもあつて申込者数は 116 名となっておりますが、そのうち介護度が高く、空いたらすぐにでも入れなければならないという方が 28 名であります。また、入院加療中、他の施設に入所、あるいは単身であるが現在は在宅での生活可能を合わせて 39 人、しばらくは在宅介護が可能な方は 49 人で、全体的にはこれまでの調査と同様に推移をしております。

私は市長選挙の約束の中で豊かな地域福祉の実現に向けてとして老人福祉施設 50 床の整備を掲げ、老人福祉施設の待機者の解消に努めます、そのように約束してまいりました。御承知のように老人福祉施設等の整備については、県の介護保険事業支援計画、老人福祉計画に基づき、本荘由利広域介護保険事業計画の中に位置づけされなければ基本的に整備はできないことになっております。市長就任時には第三期の介護保険事業計画案がまとまっておりますので、その後、公約の実現に向けて広域並びに由利本荘市と協議を重ねてまいりました。結果については、さきに質問されました議員にお答えしておりますが、平成 21 年 3 月に策定された本荘由利広域の第四期介護保険事業計画において、にかほ市と特別養護老人ホーム 50 床、グループホーム 1 ユニット 9 人、これを計画の中に盛り込んだところでございます。

今後は、医療制度改革に伴う受け皿も必要でございますので、老人福祉施設 50 床の早期整備に向けて、事業実施希望者に対する説明と、そして実施計画を提出していただくための作業を進めているところでございます。今後、事業者の計画や県との協議などを踏まえて、建設及び施設の開設時期は今年度中には決定できるものと思っております。

このようなことで入所待機者の緩和を図ることの約束については、私は実現できるものと考えております。

次に、観光産業の育成と発展のための取り組みでございます。

これに対しましてもさきに質問された議員へのお答えとダブる部分はございますけれども、平成 19 年 3 月ににかほ市総合発展計画が策定され、魅力ある観光地を目指すに当たり、本市の特性を生かした実効性の高い観光施策の展開を図るため、平成 20 年 3 月に観光アクションプランを策定いたしました。これに基づき情報発信の強化、新観光ルートの造成、受け入れ体制の整備、冬期の誘客促進、広域連携への取り組み、商品、特産品の開発と販路拡大等々を支援する 6 項目を基本方針として商工会、あるいは観光協会などと連携しながら事業を展開してきたところでございます。

しかしながら、まだまだ取り組みは不十分なところもございますが、取り組みの成果は着実にあらわれていると思っております。

今後も引き続き観光地バージョンアップ事業などを実施してまいりますが、先般、観光庁から認定を受けた日本海きらきら羽越観光圏整備事業に基づきながら各種の施策を展開し、さらに受け入れ体制の強化、整備に努めてまいりたいと思っております。

具体的には、情報発信はもちろんでございますが、体験型の商品開発と受け入れ体制の整備、強化、観光案内人のさらなる充実、観光施設従事者の接遇のレベルアップ、あるいは特産品の開発などに努めてまいりたいと思っております。また、県では鳥海なまはげラインとして広域観光を推進していくこととしておりますので、県とさらに連携を強化しながら滞留型の魅力ある観光地形成を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

スピードが足りないというふうなお話もございますが、できるものは着実に実施していると思っております。

御承知のように、観光はこれから最も成長が期待される産業であり、また、裾野の広い産業でございますので、観光振興による交流人口の拡大は、経済的な面においてもさまざまな分野に大きな波及を与えてくれるものと考えております。しかしながら、これからの観光は行政や観光協会などの関係者だけの取り組みだけでは、観光地として魅力のある、魅力を高めていく、そうした観光地形成にはなかなか難しいのだろうなというふうに思います。したがって、観光振興には全市民的な、あるいは全市民的な取り組みが必要でありまして、できれば一人一人の市民が——できればということではないのですけれども、一人一人の市民がにかほ市に誇りを持って、そして観光案内人、こうした形ができるような体制が整ってくれば、私は観光地としての魅力がさらに高まっていくのではないかなというふうに思っております。こうしたことも含めて、これから取り組みをしまいたいと思っております。

いずれにしてもスピードアップも必要でございますし、やはりいろんな施策を着実に継続的に、進めていくことが誘客拡大にはつながると思っておりますので、今後とも観光協会等と連携を強化しながら、いろいろな政策を展開してまいりますので、より多くの市民の皆さんから御協力をお願いしたいと思っております。

次に、日沿道の整備についてでございますが、これもさきに質問された議員にお答えしておりますのでございます。先ほど池田議員からもお話ありましたが、4路線が国土開発幹線自動車道建設会議で整備路線に昇格しました。そのうち地方では日沿道がただ1つの路線であったわけでありませう。このことは、とりわけ私どもは県境に隣接しておりますので、この結果を本当に喜んでおりますのでございます。そして県境の整備についても大きく前進していくものと期待をしているところでございます。このことは、これまで議員各位を初め沿線住民や市域企業、そして各自治体が一体となった活動の取り組みによって実を結んだものと思っております。心から感謝を申し上げたいと思います。これ、県境の部分、整備するために4市町で期成同盟会をこの10月に立ち上げたいという目標で今、作業を進めているところでございますが、あくまでも私の私見でございますが、今、仁賀保一本荘道路、これ、仁賀保インターチェンジから両前寺のところまでの工事が進められておりますが、これは恐らく3年ぐらいはかかるだろうと思っております。それから、仁賀保インターチェンジから金浦インターチェンジまでは、やはり3年ぐらしかかるのではないかと、3年ないし4年、そして象潟インターチェンジまでは5年から6年ぐらいい、今の予算配分からするとかかるのではないかなというふうに思います。ですので、この県境部分については、金浦インターチェンジまで来るまでの間、来るまでの期間において都市計画決定をして、やはり象潟インターチェンジまで

来たら象潟以南の道路整備工事が始まるような行動を起こしていかなければいけないなど、そういうことは国土交通省のほうともいろいろ話はしておりますが、そうした形の中で整備を進めていきたいものだなと思っております。このことについては先般、知事にもお願いしてまいりました。知事もこれまで以上にこの区間については力を入れていくと、国土交通省に対してもいろんな形でこれまでの関係を、よりよい形にしていくというふうなお話もございましたので、今申し上げたような形の中で作業を、あるいは要望活動を進めてまいりたいと思っております。

そこで池田議員からは、もう少し戦略的な、これまでと違った戦略的なものが必要ではないかというふうなお話がありましたが、今やっているような形以外にもっといい方法があるとするれば、何とかお教をいただきたいものだと思います。

他の質問については、担当の部長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 4月に実施いたしました合併効果調査について、メリット、デメリットについて概要をお知らせいたします。

4月下旬から今月にかけて市役所の全部署を対象に、合併による効果とデメリットの調査を行っております。この調査結果に基づいたメリット、デメリットに関する主な事項について申し上げます。

メリットの主なものとしては大きく4つあります。一つは住民の利便性の向上と行政サービスの高度化及び多様化です。旧町単位で行っていた事業を新市に取り入れ、住民の経済的負担の軽減や福祉の向上、各種事業への参加の選択肢が拡充されたということがございます。1例として、入院時食事療養費の2分の1補助、母子家庭児童扶養手当、チャイルドシート購入補助など旧町単位で行われたものを新市に取り入れたものでございます。図書館利用に関しましては、1枚の利用券で市内の図書館、図書室が利用できるほか、こびあで借りた本を象潟公民館の図書室に返却することなど利便性が向上しております。中学生の国際交流事業では、アメリカ2都市とニュージーランド1都市の3都市が対象となり、選択肢と応募の機会が拡充されております。

また、専任組織の設置や専門職員を採用するなどをして高度な行政サービスを提供しております。具体的には、防災課の設置によって災害に強いまちづくりが迅速に進められているほか、ガス・水道局のお客さま係の新設によるきめ細かなサービス提供、臨床検査技師の採用による高度医療が身近な診療所で受け入れられるようになってきております。

二つ目は、広域的視点に立ったまちづくりでございます。広域的な視点から総合的なまちづくりを進めるとともに、重点的な投資によって基盤整備が進められております。具体的には都市計画マスタープランの策定やまちづくり交付金事業、にかほ統合中学校建設事業、にかほ幹線道路整備事業など地域の一体的な整備が進められております。

三つ目は、行財政の効率化です。職員数と議員定数の減により経費が節減され、歳出面では大きな効果を上げております。職員数では、この4年間で36人を削減し、約3億4,400万円の減となっております。このほかにも事務経費の削減はもちろん、事業の調整、任意団体の統合による経費の削減などが上げられます。健全な財政運営が図られております。また、財政規模の拡大により

各種事業への重点的な予算配分が行えることから、施策選択の幅の広がりが生まれております。

四つ目は、にかほ市のイメージアップです。南極探検隊長白瀬中尉の生誕の地、TDK株式会社創立者の齋藤憲三氏の生誕の地、俳聖松尾芭蕉が奥の細道で訪れた最北の地としてはもちろん、風に見えるまち、東北の湘南などとして鳥海山と日本海を活用した広域的魅力ある地域としてPRし、地域のイメージアップが図られております。

続いて、デメリットとしては、最も多かったのは分庁方式に関するものでございます。庁舎が離れているため各課との連携がとりにくい、職員同士の意思疎通と情報の共有が図りにくい、書類や伝票などの決裁に時間を要するなど職員間でのデメリットが感じられます。また、市民サービスセンターで対応しきれずに他庁舎の本課に行かなければならないことや顔見知りの職員が少なくなり市役所との距離が広がったと感じること、組織の細分化と分散化により関係課がわかりにくくなったと感じている市民の声も耳にしております。デメリットとしては改善に時間を要するものがありますが、より一層市民に対し適切で丁寧に接し、わかりやすく親しみの持てる行政運営に心がけてまいりたいと思います。

なお、このメリット、デメリットについては、現在、内部で再検証を行っております。デメリットについての対応策などを付して改めて公表をしたいと考えているところですので、よろしく願いいたします。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） それでは、地域雇用創造事業についての御質問のうち、最初に求職者等についての御質問であります。ハローワーク月報による数値をもとに報告します。

最初は求職者についてであります。5月25日現在で男性が404人、女性461人の計865人となっております。前年同時期461人に比べ87.6%増となっております。また、前月同時期875人と比較した場合、1.1%の減であります。

次に、有効求人倍率についてであります。最新の数値は4月の数値となりますが、県全体では0.28で、全国では青森、沖縄に次いで3番目に低い数値となっております。ハローワーク本荘管内では0.20で、前月から0.04ポイント低下し、前年同時期からは0.46ポイント低下しており、日本の景気情勢は最悪期を脱したと言われておりますが、まだまだ厳しい状況が続くものと見られております。

また、新聞報道等で御承知とは思いますが、むつみ工業さんが5月末で全従業員の解雇を発表しており、今後さらなる雇用環境の悪化が懸念されると考えております。

次に、地域雇用創造事業についての男鹿市、横手市、能代市が選定された地域雇用創造推進事業に関してであります。

これは国が雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の関係者の創意工夫や発想を生かして雇用創出を図ることを目的に、地域の自治体、経済団体等が設置した協議会より、地域で求められる人材の育成や就職を促進するための事業の提案を受け付けし、そのうちの雇用創造効果が高いと認められる事業の実施を国から提案した協議会へ委託するもので、平成19年度から実施しているものであります。それぞれの地域では環境、生活、そして雇用、産業構造の違いなどさまざまな違いが

あり、効果的に雇用創出を図るためには、これらの違いを踏まえた個々の方策を検討することが重要となります。そのため、より現場に近い立場で地域経済の活性化に取り組む自治体や、地域の経済、雇用を担う立場にある地域の経済団体等が一致協力し、創意工夫や発想を生かして雇用創出に取り組むことが大事となるものであります。この事業を進めるに当たっては、市が地域雇用創造計画を策定し、厚生労働大臣の同意を得て同意自発雇用創造地域となり、なおかつ地域再生計画を策定し、内閣府から計画の認定を受ける必要があります。計画策定から事業実施までは約6ヵ月かかる見込みです。これらの計画策定に当たっては、地域課題の明確化や課題解決のために、どのような取り組みを実施するかが大事となるようです。国からの委託事業であるため、本来国が直接やる必要がある離職者対策とは連携をとりつつも一線を画すものでなければ事業構想の評価は低くなるようであります。同意や認定を受けた場合、事業実施内容は離職者の早期雇用支援のためのセミナーが中心となっているようです。当市のように既に製造業が盛んな地域では、セミナー中心の将来に向かっての支援事業よりは、雇用を優先した事業に取り組むことが喫緊の課題と考えております。

なお、当市では現在この事業に向けての準備は行っておりませんが、当地域の実情に合った方策を含め、今後、秋田労働局等と連携を図りながら情報を収集してまいりたいと考えております。

また、当市が実施している雇用創造の取り組みといたしましては、御承知のとおり国からの交付金に基づき県が造成した基金を活用し、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、それぞれの自治体がその実情に応じて地域求職者を雇い入れて行う雇用機会創出事業として、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業、または緊急雇用創出臨時対策基金事業があります。行政報告でも申し上げましたとおり、これらの事業を活用し、新たに38人の新規雇用を図るため、今定例会に予算を計上しております。また、これに関しまして5月29日に成立しました国の経済危機対策関係補正予算には、雇用創出対策として緊急雇用創出事業の拡充を目的に3,000億円が計上されており、緊急雇用創出臨時対策基金事業枠も拡充される予定であります。早期の雇用創出に直接結びつくこれら事業を積極的に活用し、さらなる雇用機会の創出を図ってまいります。

次に、取り組み状況であります。当市、それからハローワーク本荘、由利本荘市、県由利地域振興局、両市商工会等関係機関で組織する本荘由利地域大量離職者緊急雇用対策会議主催で、管内離職者の早期就職を支援するため、本荘由利地域緊急就職面談会を4月23日に開催しております。このときは面談希望が287人のうち当市の市民は60人でありました。参加企業は19社です。それから、今月4日に開催されましたのは、面談希望者が247人のうち当市民は28人で、参加企業13社で実施しております。これからも地域雇用支援のため、継続して実施する計画であります。

次に、市の単独施策ですが、現在、離職者の早期就職支援としてパソコン講習を実施中であります。1回目は5月25日から7月1日まで、2回目は7月2日から8月12日までの予定となっております。それぞれ25日間で対象者は15名であります。この講習ではパソコン実技講習のほか、実際の就職に向けた講習として就職活動の仕方と情報収集、求人票の見方、面接を受ける前の注意点などを盛り込んでおり、少しでも再就職のお力になればと思っています。

以上のように、これらを含め、今後とも多岐にわたり関係機関、関係団体との連携を図り、離職

者の雇用機会創出のため各種施策を推進してまいりたいと考えております。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 二、三再質問させていただきます。

最初の循環型社会への取り組みであります。市長の答弁を聞きますと行政、あるいは市民、こういったサイドの循環型社会への取り組みと、このような感じが非常に強いわけでございます。他の自治体では民間企業の取り組みと申しますか、そういうふうなものも見えるのですが、私にかほ市の実態は把握しておりませんけれども、もし企業でこういった循環型事業、こういったものに取り組みたいというふうな場合は、そのような企業についてもその計画等を承知してということになると思うのですが、支援するといいますか、大きく支援するといいますか、そんな考え方があるのかどうかということをお聞きします。

それから、老人福祉施設の関係ですが、市長の説明で大体わかりました。21年度中には決定できるのではないかと、早期整備に向けて取り組む、こういうことではあります。これは手を上げる民間法人がいるかどうかというふうなこともあろうかと思っておりますけれども、21年度中に決定された場合、企業、民間法人の都合もあるかと思っておりますが、大体それから何年ぐらいでオープンといいますか施設入所といいますか、そのあたりにたどり着くのか検討で結構でございますのでお伺いしたいと思います。

それから、三つ目のこの観光の関係でございますけれども、市長のお話はわかります。そのとおりだと思いますが、私なりに考えてみますと、行政の掛け声といいますか大きな目標、行政は一生懸命取り組んでいるという形は見えますけれども、少なくともこの観光産業というのは市長がたまたま一番最後に申しあげましたけれども、市民全体の取り組みだということなわけですね。私もまさにそうだと思います。それで、行政が一生懸命取り組んでいるわりには、このにかほ市が観光というものを大きな産業だというふうなことで市民以下認識していると。つまりそういったその実感がなかなか響いてこないという感じがします。私はこれはどこにその原因があるかということを考えてみますと、やはり民間が弱いと、こういうふうな点があるかと思っておりますけれども、その辺あたりを踏まえながらも、やはり行政が——行政だけでなく民間、あるいは市民——市民の協力、その辺あたりに仕掛けていかないと、なかなかこの総合産業である観光の振興といいますか、進みに、つながらないのではないかと、こういうふうなことだと思います。観光アクションプランでも述べておりますけれども、この地域には一級の観光地たる魅力を備えているよというのが観光アクションプランの前段にあります。ただその魅力が残念ながら生かされていないようだと、こういう認識もあるわけですが、私もまさにそうだと思います。ですから、民間をいかにしてそういう気持ちに向かわせるか、その辺あたりの仕掛け、これはやはり行政の仕事でないかなと。それから、市民の意識がもうちょっと私も足りないと思います。ですから、市長が最後に申しあげましたとおり、観光の振興は総合産業で裾野が非常に広いぞと。これは市民が一体となって観光に取り組もうではないかと、こういう気持ちがないとなかなかうまく進まない、これは市長と全く認識が同じでございます。ただその仕掛けはやはり行政だということですので、その点についての仕掛けが必要ではないかと。

それから、観光アクションプランの中でも六つの基本方針を述べていますけれども、その六つのうち、やはり私の見るところは、これはやはりマーケティング、それから受け入れ体制の整備、この六つのうちこの二つあたりはやはり大きく負けている部分でないかなというふうな感じがします。観光の資源いろいろあります。鳥海山の関係もありますし、小滝地区には小滝地区なりのいろんな資源、こういったものがあります。それから北前船、これもたくさん資源がございます。最近、石川好美さんの新聞記事等もちょっと見てみたのですが、どうも北前船がやはり秋田県あたり、これはやはり民間の頑張りが足りないということでしょうか、どんどん北上していっていると。北海道の松前町などは小さいけど非常に頑張っているぞと、民間で手を上げる人はいないのかというふうな警鐘を石川好美さんあたりが鳴らしております。ですから、北前船などもいろいろ考えますと、象潟に関して見ても、やはり海産問屋が7件もあったと、こういうことは今のあの郷土資料館の展示でありますけれども、非常に栄えたわけですね。夢よもう一度でないのですが、こういった資源はたくさんあると思います。ですからもう少し積極的な仕掛けといいますか、こういうことをやるべきでないかなという感じがしますので、この点についても市長の考え方を再度お願いしたいと思います。

それから日浴道の関係ですが、これは10年ぶりに整備計画に格上げになったと、これは非常に喜んでいいことだと思います。ですから、この機会をやはり逃すことはできないのではないかと。場合によれば選挙で政権が変わるかもしれません。こうなりますと、また方針が変わるかもしれません。ですから、国が従来の方針をようやく転換して10年ぶりにこの地域が整備路線に格上げになったということですから、これはやはりいい時期でないかなと。これは短期決戦、短期ですぐこうあれになるのではないですけども、この取り組みだけは短期決戦の気持ちでやらないと、また方針が変わると、さっき市長から話がありましたけれども、金浦インターチェンジから象潟まで10年弱、これだけかかると思います。そうしますと、やはり市民も相当疲れてくるんですね。ですからこの機会を逃さないやはり取り組みみたいなのが必要でないかと。ですから、今までの同じパターンの行政を中心にした期成同盟会、そういうものでなくて、以前にやったことあるんですけども、もう少し市民が頑張るようなこの運動、それからメディアを活用した運動、こういったものを少し続けなければ、行政だけ一生懸命期成同盟会で頑張ってもだめだなと。ですから私はメディアの活用みたいなのが非常に大事でないかなというふうな感じがします。この点につきましても市長のお話をお伺いしたいと思います。

それから行政効果の関係ですが、これは総務部長にお伺いいたします。お話いただきまして、メリット、私も理解できるところがたくさんあります。デメリットも分庁方式、いろいろお話ありましたが、市長の考え方で結構でございますけれども、合併によって職員の守備範囲が非常に広まったと。これは事務サイドもそうだと思います。それから現場を持っている所管課、これもそうだと思います。現場が非常にふえた。ですから、そういったものの現状把握といいますか、現状把握だけで精いっぱいでないかなと。これ、現場把握だけでも大変な仕事でないかなと、こう思うわけです。そこで、自治基本条例の中には職員は時代に合ったような改革意識を持ちなさいよと、こういうふうな基本条例の中ではいっていますね。ですからもう一步、その現状維持に力点を置くのは当

然わかりますけれども、もう一步踏み出して、時代に合ったような改革意識を持つような手だてと
いいですか、これは職員の研修も必要でしょうし、そういったものについての考え方がどうだろ
うなというふうな考え方。

それからもう一つは、地域をいろいろ歩きますと、合併によって大きな期待をしたと。つまり過
疎地域といいですか、にかほ市の中の過疎地域もこれからやはりいいことがたくさんあるのでない
かと大きな期待を持ったと。ところがいろいろな整備とかそういうものが、やはり中央に集中する
きらいがあると。だんだん具合悪くなっていると。やはり中央がよくなるものですから今まで以上
に具合悪いと、こんな気持ちが非常に強いのです。ですから、にかほ市の中の地域格差の解消とい
いますか、そのためにその地域に合ったような資源があるはずで。そういったものをやはりうまく
活用していくとか、にかほ市の中のその地域格差の解消、こういうものにも取り組まないと、こ
れがみんな合併にはね返ってきます。合併しても何もいいことなかったと、ここにみんなきてしま
うのです。ですからこの2点について、これ部長の考え方で結構ですけども、ひとつお伺いした
いなと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） お答えします。

職員が改革意識を持って行政に携わることにについては当然のことでございます。にかほ市といた
しまして、今現在、次期の行政改革大綱、あるいは組織改革に向けまして行政改革プロジェクトを
立ち上げ、その中で先ほど申し上げました合併効果のメリット、デメリットの検証も踏まえながら
これからの行政運営のあり方について今検討、協議を重ねているところでございますので、御理解
を願いたいと思います。

それから二つ目の職員の研修、学習の機会ということでございますけれども、これについては今
年度、行政評価システムのあり方を進めるために部長職、あるいは一般職等々の各階級ごとに研修
会をやることで今、日程調整を行っているところでございます。年度内にそのような会議、あるい
は研修会を持ちながら次期の改革に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、市内の地域格差ということでございますけれども、旧仁賀保、旧金浦、旧象潟、ある
いはその旧仁賀保町の中においても平沢、小出、釜ヶ台、院内というふうにそれぞれの地区がある
わけですけども、私としてはこのにかほ市の範囲であればそんなにその合併前と合併後において
地域格差が生まれたというふうな認識は持ってございません。ただし、これからは少子高齢化の時
代に入ってきておりますし、ますます進むわけで、限界集落、準限界集落がふえてきます。そう
なりますと、今申されたような地域格差が広がることも懸念されますので、その辺については十分こ
れからの施策に反映するよう検討してまいりたいと思っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） それでは、特養施設、これについては今の計画でいくと 22 年度に何とか
して着手したいと。23 年と 2 ヶ年事業の中で 23 年度の途中なるかわかりませんが、24 年度になる
かわかりませんが、入所をできるような形にもっていきたいと思っております。

それから観光振興については、池田議員がお話のとおりだと私も思っております。ただ、やはり

合併してにかほ市が誕生しましたが、観光に対する市民の意識というのは、やはり旧町単位で違うのではないかなという思いもあります。それで、観光産業に対する資本、はっきりいってこれもやはり弱いです。ですから、弱いであれば弱いなりに、宿泊施設もただ泊まりに来てもらうのではなくて、自分たちがやはり体験型の商品を開発しながら宿泊してもらおうと、そういう取り組みがなければ私は難しいのだらうと思います。いい例としては、シーサイドホテルは去年、国からの支援を受けて中島台を活用した形をやりました。4,000人から5,000——四千何百人だったか、去年1年間で首都圏と近畿圏から4,500人ぐらいのお客さんをシーサイドで泊めているのです。ですから、やはり宿泊施設もそうした試みをしていかなければ、なかなか誘客拡大にはつながっていかないだらうと思います。

それから、やはり全市民的な観光、これはですね一番これから大切だと思っております。いかにしてこのにかほ市の魅力を誇れるような形のものができるのか、これからいろいろなセミナーとか、あるいは資料を配布するとかいろいろ考えていますけれども、こうした形で高めていかなければならないのだらうなと思います。

北前船についてのお話もございました。石川先生が新聞に寄稿されておりましたが、たまたまあれは秋田市がもう少し力を入れなければだめだという記事です。最初立ち上げたときは、庄内と秋田でそれぞれの振興をやるための株式会社を建てる予定でしたが、秋田が挫折してしまいました。庄内は平田牧場の新田さんが先頭になっていろいろ商品を開発したりしていますけれども、これがやはり秋田のほうでは、やはり足りない。ここに何とかして力を入れていかなければならない部分ではないかなと思います。北前船についても興味のある人が、ここに来ればいろんなものをまた知ることができるのではないかな、これも一つの観光資源だと私は思っております。

それから、日浴道については、効果があったのは小倉さんを連れてきたときはすごく、効果があったと思います。あのときテレビ朝日から大分たたかれました、小倉さんから次の日、月曜日に、あれはフジテレビか、フジテレビの中で市民の皆さんが署名したこういうさらしの中に書いたものを全部紹介してくれましたから、やはりマスコミを使うというのは大変有効だなというふうに思っております。これからもそうした形で進めてまいりたいと思っております。

循環型社会のことについては、もしあれば担当の部長からお話をしてもらいますが、先ほど地域格差についても総務部長お答えしましたけれども、私はそんなに地域格差というのは考えておりません。例えば一番遠い——加藤議員おりますけれども、冬師・釜ヶ台、ここについても今年から簡易水道の事業もやっています。それからブロードバンドなどでも今こういう形で上浜、上郷、釜ヶ台に対して、取り組んでいきたいというような話もしておりますし、あれはこのくらいの規模であって私は地域格差ということはそんなには感じておりません。ただあるとすれば、我々もそれに配慮していかなければならないと思っております。

●議長（竹内睦夫君） これで池田好隆議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時49分 休憩

午後 12 時 59 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に一部報告がございます。昨日、追加提案されました議案について皆様にお配りしました資料の中で一部訂正がございます。これを今、皆様の机上のほうに配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。どこが変わったのか担当のほうから。企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） それでは、交付金関係事業一覧表の 2 ページ目になります。その他の欄になりますけれども、ナンバー 1、担当課に誤りがありましたので訂正させていただきました。学校教育課から教育委員会の総務課に担当の誤りがありましたので、改めて配付させていただきます。よろしくお願いたします。

大変失礼しました。教育委員会の総務課でございます。

●議長（竹内睦夫君） よろしいですね。

それでは引き続き、一般質問を続行します。

次に、21 番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21 番本藤敏夫議員。

【21 番（本藤敏夫君）登壇】

●21 番（本藤敏夫君） 通告に従いまして、大きく分けて 2 点の一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に基本になる考え方の一つを述べさせていただきます。

私の一般質問で「地域力」という言葉が出ますが、これは地域の潜在力を行政に生かすという前提で申し上げておりますので、その点を御理解いただき、御答弁をいただきたい。具体的には、きめの細かい行政とよく言われますけれども、その地域の課題は何か、課題を拾い集めるといいますか、そのための課題の処理のために地域でできること、あるいは地域と行政とでできること、これはあくまでも行政でやれることの限界がありますので、行政と市民、双方の連結が大事だという前提でお伺いをいただければありがたいと思います。

最初に、行政と自治会（町内会含む）の役割と地域力の活用ということでございます。協働のまちづくりを標榜する本市にとって、地域力の活用は欠かせない重要事項と考え、市の核とも言える各集落、自治会等との連携こそが大切と考えて、これまでもこれらを基本にして何回となく一般質問をさせていただいております。そうしたことで協働のまちづくり構想の評価を含め、これまでの一般質問で「何々と協議の上検討する」、あるいは「何々の調査の上検討する」とお答えいただいた件について確認を兼ねての質問になり、以下 4 点について質問をさせていただきます。

集落の会館等を高齢者、または高齢者団体に開放し、集落サロンのような要素を持たせることについて。自治会長等と協議されたかどうか。これは 3 月定例会で質問した事項に協議した上で検討するとなっておりますので、協議されたとすれば、その協議の内容についてお知らせいただきたい。

2 番に、集落自治会に変化が起きていると考えます。地域力再生の面で市としての役割を考えているかどうか、協働のまちづくりを標榜する本市において、地域力の低下は行政の各般に大きな影

響が懸念されるわけでありますので、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

3番に、災害時の集落との役割分担が協議されているか。市の防災計画の中にも、その市民の役割というものがあるわけでありますが、各自治会等に対する行動シナリオを具体的に示しているかどうかという点であります。ちなみに申し上げますと、地域力という言葉は、私の記憶では阪神・淡路大震災のときに3,500人ほどの被災者がありましたが、そのうち2,700人ほどの被災者を救出したのは自治組織のメンバーであったことは有名であります。そうした意味でお聞きしておりますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

それから4番、地域公共交通検討委員会を今改めてその設置すると聞いておりますが、この通告書を書いているときにはそう聞いておったのですが、その後、行政広報で設置する旨の記事がございました。そのことであります。各集落の要望、利用者の交通機関の利用体系等に関する個別調査はどうなったのかと。公共交通体系は市全体に及ぼす関係がありますので、きめの細かい利用者の意見等を聞く、聞いた上でその計画書をつくることを要望してありましたので、その点についてのことであります。

それから、大きい2番であります。地球温暖化防止実行計画の評価と今後のあり方について。実行計画を策定し一年を経過しておりますので、その自己評価と今後の計画についてお聞きしたいと思ったわけであります。ところが先日、議会終了後、家へ帰りましたら広報が配布されてありまして、実行計画の評価も含めた広報記事見せていただきました。実行計画にもあるとおり市民に対する報告義務も表記されてありますので、その点を含めた一般質問にしたいと、こう思っておったわけであります。

この関係については総務常任委員会で質す機会もありますので、細かい点についてはその場でお聞きいたしますが、今後の実行計画の実施に当たっての市長の考え方、まずこれをお聞きしたいと思います。

以上であります。答弁によっては再度自席で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、御質問にお答えをいたします。

初めに、行政と自治会、町内会、集落も含むわけでございますが、役割と地域力の活用についての御質問でございます。

にかほ市の5月末現在の65歳以上の方は、男性が3,197人、女性が4,858人、合計8,055人で高齢化率は28.11%となっております。これに伴い市内各集落の高齢化率も年々高くなっておりまして、医療や介護などを必要とする方の増加が見込まれているところでございます。一方では少子化の影響などで人口は減少を続けておりまして、地域を支える若者の減少が集落内で支え合うことの必要性を示しているところでございます。高齢者の多くは、できれば今まで自分たちが生活してきた地域や家庭で暮らしたいという強い要望がございます。そのためにも市といたしましても高齢者の自立を目指しながら個々の健康、生活のための支援や虚弱な在宅高齢者の介護予防、要介護高

齢者及び家族の支援、地域の福祉活動のための支援など、住み慣れた家庭、地域で暮らしていけるようにさまざまな事業を展開しているところでございます。中でも御質問の集落会館などを活用した、にかほ市の独自でございますが集落サロン事業を地域で支える高齢者福祉事業として市の単独事業で実施をしているものでございます。この事業の実施集落からは大変喜ばれておりまして、6月3日の秋田魁新報にも琴浦自治会の例が紹介されておりましたが、市では市政説明会や行政懇談会、これは集落、あるいは町内会、自治会の代表者を対象とする行政懇談会などを活用して、地域の助け合いによるひきこもり防止や介護のためにその実施をお願いしているところであります。本年度は現在のところ、昨年度よりも5集落ふえまして18集落で集落サロン事業を実施していただいております。市の委託料は御承知のように月額で5,000円でございますが、それぞれの集落の実情に合わせた、やりやすい形で集落の会館などを活用して、多くの集落から取り組んでいただきたいと、このことをお願いしてきたところでございます。さらに関連して、集落会館などを活用していただくために、今年度からはミニサロン事業、これは年3回、市からの補助金は月額3,000円となりますが、これを設けたものでございます。

いずれにいたしましても地域の支え合いなどにより高齢者の心と体の健康を守っていただきたいと、そのように願っているところでございます。

次に、地域力再生に対しての市としての役割についてでございます。

地域力とはということで先ほど地域の潜在能力というふうなお話ございましたが、私なりの解釈でございますが、地域社会の問題について市民や事業者を初めとした地域の構成員が、みずからその問題を認識し、自立的に他の主体と協働しながら地域問題の解決や地域の価値観を高めていく力、これも潜在能力だと考えております。現在、市には103の自治会、集落、町内会がありますが、近年の社会経済情勢の著しい変化や少子高齢化などに伴う人口の減少によりまして、限界集落や準限界集落への危機感が高まりつつございます。そして地域力の低下が大変懸念されているところでございます。

地域力は地域住民の自治力、あるいは地域への関心力などによりまして培われるものであろうかと思えますし、地域の自治力は地域の住民自身が地域の抱える問題をみずからの問題として関心を持ち、地域に定着、定住しながらまちづくりに努めていくものであると思えます。その上で市では今後さらに自治会等との協働のまちづくりの理念のもとに、支援団体化の促進や自治会等地域活動補助金、集落施設整備事業補助金や夢いきいき21マイタウン事業補助金などの自治会等の活動を側面から支えていくような各種の施策を充実してまいりたいと思っております。また、自治会、集落、町内会等が抱えている地域の防災、教育、防犯、福祉などの各分野について、市で開催する市政説明会や行政懇談会、あるいは市政座談会等において市に対する要望事項等に、より積極的に対応し、地域力の向上に努めてまいりたいと思っております。いずれにしましても、それぞれの地域の地域力が高まって、それが結集されることによってにかほ市全体の活力、あるいは活性化に私はつながっていくものと、そのように考えております。

次に、災害時の集落との役割分担、防災計画における地域の行動シナリオについてでございます。

初めに、役割分担でございますが、にかほ市の地域防災計画の中に自主防災組織等の育成計画があり、この中で自主防災組織の平常時及び災害発生時における主な活動が示されております。平常時には、一つとして情報の収集、伝達体制の確立、二つとして火気使用設備及び器具等の点検、三つとして防災用資機材等の備蓄及び管理、四つとして防災知識の普及及び防災訓練の実施、五つとして地域の災害時における要援護者の把握であります。

また、災害時には、一つとして初期消火の実施、二つとして被害状況等の収集、報告、命令、指示等の伝達、三つとして救出、救護の実施及び協力、四つとして避難誘導の実施、五つとして炊き出し及び救援物資の配分に対する協力、六つとしてごみの処理、消毒等に関する協力が明記されております。

今申し上げた活動内容が自主防災組織、あるいは自治会の役割であります。基本的には運歩互譲の精神に基づいた自分たちの地域は自分たちが守るということを最大の役割として災害に備えていただくこととしております。市といたしましても育成計画の方針に基づき、自主防災組織のなご一層の育成、充実に努めてまいります。

次に、地域の行動シナリオ等を文書での確認についてでございます。

予想される災害は地域によって異なりますが、各集落自主防災組織において各種災害に対する避難経路、避難場所の確認や自主防災組織の中で役割分担を明確にしておくことが被害を最小限に食いとめることにもつながるものと考えております。現在のところ各組織の行動シナリオ等を文書では確認はしておりませんが、今後、取り組み内容等を確認し、必要に応じて指導や助言を行っていきたく思っております。

なお、消防本部が行っている防災リーダー研修会の中でも災害から身を守る、地域で活動する自助訓練に関する指導等を行っておりますので、関係者の皆さんには積極的に参加していただき、地域の防災力の向上を図っていただきたいと思います。

次に、地域公共交通の集落等の要望や利用状況に関する調査等についてでございます。

市では来月に羽後交通の路線バスの代替輸送や公共交通体系計画の見直しを含めた整備計画を策定するために、既存のにかほ市地域公共交通検討委員会の委員に新たに公募による委員と沿線自治会等の代表者を加えた検討委員会を設置する予定であります。

御質問の各集落の要望については、この検討委員会の中で各集落の代表の意見を集落の意見として反映させてまいりたいと思っております。

また、市では地域公共交通を検討する上で、現在のバス路線の代替輸送を検討するために、6月1日から仁賀保線、大竹線、長岡線、鳥海線の4沿線1,356世帯の15歳以上の4,451の方を対象としたアンケート調査を実施しております。調査の内容は、主に羽後交通で運行しているバス路線が廃止になった場合、バスのかわりの交通手段やその場合の料金、運行日数や時間、回数などについての調査を行っております。また、アンケートでは、今後の生活バス路線のあり方について御意見や御要望を自由に書いていただけるようにしておりますので、このアンケートは7月上旬までに集計し、7月中旬に開催予定のにかほ市地域公共交通検討委員会の検討資料とするものであります。

また、同じく7月には今回アンケート調査を実施した世帯の市民を除く全市民から抽出した市民に対するバス利用に関するアンケートを実施する計画となっております。さらに現在、市では5月末より公共交通整備計画の検討に役立てるために、実際に羽後交通で運行している全路線に乗車し、利用者のアンケート調査を実施しております。この調査は、バスを利用する目的や利用区間、利用頻度や年齢等についての調査でございます。

このように今回実施している数々のアンケート調査により、市民の意見を吸い上げ、参考にしながら、今年度中に今後の市内の交通形態のあり方として生活バス路線の見直しも含めて、循環型のコミュニティバスやデマンド交通等の導入、あるいは生徒児童と一般の乗客が同乗できるようなバスの導入に向けて、具体的な方向性を示し、その上でさらに検討を加えながら地域公共交通整備計画を策定して順次整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、にかほ市地球温暖化防止実行計画についてでございますが、広報でもお知らせしておりますのでございます。平成18年度のCO₂排出量を基準に、平成20年度で2%、以後各年度1%ずつで5年間の合計で7%削減しようというものでございます。対象の施設等は3庁舎を初め市内の19施設と公用車69台を対象として、目標達成に向けて取り組んでまいりました。結果的には平成20年度では合計で1,645トンとなりますが、基準年である平成18年度の2,003トンに比較して358トン下回りました。これは削減率に対して17.9%となり、わずか1年で5ヵ年の削減目標である7%を大きくクリアしたことになります。この要因として考えられることは、基準年に比較して暖冬であったことや都市ガスの熱量変更に伴い使用量が抑えられたことなどが考えられますが、やはり何よりも職員の省エネに対する意識の高まり、そしてそれぞれ工夫を凝らした節約、これに努めた結果ではないかなと、そのように考えているところでございます。職員の多い3庁舎のCO₂排出量と削減状況でございますが、象潟庁舎の排出量が184トン、基準年に比較して93トン、率にして33.5%の減、金浦庁舎が82トンで25トン、23.3%の減、仁賀保庁舎が97トンで11トン、9.9%の減、3庁舎合計で129トン26.1%の減となり、全体平均の17.9%を大きく上回る削減率となっております。ただ、他の庁舎に比べて仁賀保庁舎の削減率が低いのは、19年度で24時間稼働の住基ネット及び後期高齢者医療システムのサーバー2台が導入されたことが大きな要因として分析しているところであります。

詳細については、先ほどお話がありましたように広報で市民の皆さんに周知をしているところであります。今後とも全職場全職員一丸となって初年度の削減実績を1ポイントでも上回るように省エネに努めてまいりたいと思っております。

また、今年度からは新たにアイドリングストップ運動へも参加しているほかに、公用車のハイブリッドカーへの移行にも取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

●21番（本藤敏夫君） 集落自治会に変化が起きているという言い方をしてきましたが、まずは大小の集落関係なく、その規模に関係なく集落自治会に加入しない世帯、特に大集落にこれは顕著であります。加入しない世帯がふえている現状にあります。それから、役員を引き受ける方が少なく困るというような変化、行事に参加する人が年々少なくなっているという集落の問題、それか

ら高齢化、少子化がだんだん顕著になって、その意識が広く市民に広がり危機感を高めていると。103 自治会の中で既に 40%を超えている、いわゆる限界集落にもう手が届くような集落が 20 集落あります。こうしたことが集落のコミュニティーに大きな影を落としているという現実があります。そういう意味で、この —— こうした集落の変化にいち早く目をつけ、そうした地域力の低下を再生するという方向で行政がやれることもあるのではないかと思いますので、その点をひとつお聞きしたいと思います。

それから、前回 3 月に一般質問させていただいて、私も地域で支える福祉という観点から集落サロンの拡大について質問をさせていただきました。そのときに市長は、集落サロンの拡大については 4 月になると会長さん方との行政懇談会があるので、その席でも協力をお願いしてみたいと、その上でどういう要望があるか、それによって対応していきたいという回答をいただいたわけでありまして。それで、これは集落サロン、私もお話を頼まれて何集落かのサロンに行ったことがあります。非常に喜んで参加されていますし、市長が —— ちょっと人数、ちょっと違う点があったのですが、私は一般質問するときには 14 集落のサロン集会、サロンをやっていた集落があった。今聞くと 18 集落でしたから 4 つふえたわけです。そのほかにミニサロン事業もやられると、これはいいのでありますが、非常にいいことでありますけれども、その集落サロン、あるいはミニサロンの目的と同じくして集落の人方をお願いをして、集落の会館を週に何回とか開放して話し合いの場を設けさせて、引きこもりや孤独感を味わわせないという方向性を前回は言ったつもりでありましたが、そういう方向で集落の会館を週に何回とか開放して、お年寄りの集まる場所にしてもいいよという集落があったのかどうか、それをお聞きしたかったのであります。

それから、公共交通体系の関係でありますけれども、実際に担当がバスに乗って、その乗車の状況と年齢等調査されている姿を私も見えています。これはいいなと思ったわけですが、集落が限定されたという理由が今わかりました。廃止が前提とされる 4 つの路線のみのアンケートだった、それに私はちょっと不満あったんですが、今、市長がいう全市民のアンケートもこれからやるということですから、これについては一つ注文しておきたいと思うのは、公共交通体系は市全体の計画でなければならぬと考えていますので、どういう時間帯にどういう利用の仕方をするかというアンケート、きめの細かいアンケート、これは前から私述べていますのでおわかりのことと思いますが、利用者の立場に立ったアンケートの調査を全体的に。そして全体的なアンケート調査をした後に個別的な 4 路線の廃止、具体的にどうこうというそういう順序になるのかなと思っていたのですが、順序は逆でも、できるだけ全市民を対象とするアンケートを実施するのであれば、より具体的なアンケート内容にして、地域の要望にこたえられるような地域公共交通体系をやっていたきたい、それが希望の一点であります。

もう一点は、現在のバス事業者、あるいはタクシー事業者等をも踏まえて、市の空いている自動車というか、例えばスクールバス等があるわけですが、そうした、あるいは社会福祉協議会等、準公共的な施設で持っている車の利用等を含めて、総合的な交通体系をつくり上げていただきたいというふうに考えますので、それについての意見。

それから、次の地球温暖化に関しては、先ほども言いましたが別に討論する場がございますが、

ひとつ、今回の臨時交付金の国の目標は地球温暖化という大きな対策の経費にかけるというあれがあったわけですが、できれば今建設中の仁賀保中学校に新エネルギーを使った施設が欲しくて担当にも申し入れしておいたのですけれども、もう既に設計を変更できないというような意見もあって、その新エネルギーの利用という面で非常に落ちているわけでありまして。現行では県内はもちろん全国的に新しい公共施設には太陽光線を利用した新エネルギーなどの採用がどこでも目立ちますが、当市にはそれが少し欠けるように思われます。よって臨時交付金には—— 交付金の一部を仁賀保中学校建設に現在当たっているときに新エネルギーの採用を考えて欲しかったなど、ハイブリッドカーの購入は、これはこれとして理解できますけれども、そうした点を配慮がなぜできなかったのかなという思いがあります。その点と、それから地球温暖化に関する担当部署が現在、市民部とそれから総務部の2つにわたっております。確かに庁舎内のことでありますから財政的な問題ということで財務で担当している部署もあり、市民部で、全庁的行動には市民部という配慮があるかもしれませんが、これの担当部署の一元化というものが必要ではないかなという気がいたします。その点と、それから、実行計画の中で公共施設の建設等における環境的配慮という面がありますけれども、こういう面で今後、市で建設されるであろう公共施設等には積極的にこうした新エネルギーを採用するという考えがあるのかという点をお聞きしたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 私から答えて、不足分については担当部長からお答えをさせます。

地域、あるいは町内会等いろいろ変化が起きていると。やはり住民の価値観、あるいはいろんなことが多様化しておりまして、特に市街地においてはアパートなどに入っている人は町内会に入らないとか、行事にも出てこないとか、あるいは清掃とかの場合であっても出てこない、その話はよく聞きます。そこで行政でやれることは何かというふうなことの御質問のようでございますが、我々としてはやはりその地域社会があって我々が生活しているのだという認識に立たないと、我々一人では生きていけませんので、そうした意識を高めていく以外には私はないと思っています。ですから、こういうことをどう高めていくか、やはりこれからの課題ではないかなと思います。

それから—— 今、臨時交付金、交付金関係の予算が出ていますが、確かに太陽パネルというお話も検討の中にはありました。ですけれども今、太陽パネルの関係も技術が、製品がよくなってきて、もう少し待ってもいいのではないかなという感じもあります。あまりにも変わって。そういうこともありますし、それから何ていうんでしょうね、もう少し待つことによって、もっともっと効率のよいものができるのではないかと。そしてこの交付金については、やはりその地球環境に対応するということがあります。地域経済にしていかに波及効果を与えていくかというもう一つの側面があるわけです。ですから今回、地デジの関係、各学校、あるいは公共施設、この地デジの関係にも取り組みました。そういうことで、地域経済への波及効果をどう高めながらその制度を活用していくかということもございましたので、今回そういう—— 前に申し上げたようなこともあって太陽パネルは計画の中に入れておりませんでした。当然ながらこれからいろいろな設備投資をしていく場合においては、当然地球環境の観点からもこの太陽パネル、あるいは風力発電、こうしたことは常に検討しながら取り組んでいきたいと思っております。事業の進み具合、内容によっては

担当部署を一元化していくと。将来的には一元化していくと、そういうことも必要ではないかなというふうには思っております。

他のことについては担当部長がお答えをします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 行政懇談会などで会長さん方から聞くところによりますと、集落会館等の無料開放につきましては、高齢者の方々に対しましてはほとんどの集落において実施されているようにお聞きしております。そのために改めて市といたしまして無料開放してくださいというようお願いはいたしておりませんが、今年度から先ほども申し上げておりますように、ミニサロン事業なども含めましてサロン事業を実施いたしながら高齢者の方々からよりよく会館の利活用をお願いしていただくように会長さん方に機会あるごとにお願ひいたしておるところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 一つ目は公共交通体系の中での運行する車の件でございますけれども、当然のごとく事業者で持っている車、それにあわせて市の所有であります公用車、この組み合わせも考えながら、どのような運行形態がにかほ市にとって一番効率のよい形として成り立つのか含めて検討することとしております。

それから、地球温暖化における担当部署の一元化についてでございますけれども、先ほど市長が将来においては一元化ということも検討したいということでございましたけれども、現段階においては財政課の管財において、これはあくまでもにかほ市が1事業者という考え方でそう——市役所というものに対する地球温暖化計画ということでその役割分担の中で担当しているわけでございます。市民部の生活環境課のほうでは、にかほ市全体の地球温暖化の対策について、当然にかほ市役所の実行計画も含めての担当部署ということの役割分担でございますので御理解願いたいと思います。

それから、新エネルギーの活用ですけれども、この後さまざまな施設展開がされていくわけですが、その場合においては当然のごとく今の地球温暖化対策にのっとりまして、その中でその活用についても議論され、採用されていくものと考えております。私からは以上です。

●議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

●21番（本藤敏夫君） わかりました。1番の集落自治会等の開放の関係については、ミニサロンや集落サロン、こういう機会をとらえて各集落にお願ひし、担当のほうでは集落で開放しているとは言いますが、実際は開放されていないんです。健康な年寄りもおりますから、例えば使っていない場合の第何何曜日は、お年寄りさん、自由にこの部屋使っていいよという形さえとっておけば、そこが日常的なサロンになり、引きこもりや孤独感を解消できる場になると思いますので、今後そういう集落サロン、あるいはミニサロン集落等で、ひとつ集まって皆さんが行く機会があったら、そこら辺の事情を十分聞いてやってください。私も一般質問する以上は各集落全部とは言いませんが確認してやっていますので、部落会長方もそれも必要だと言っている集落も現実にあります。それから、実態を申し上げますとバス停、あのちっちゃなバス停に五、六人入って半日以上そ

こが談話室になっている例もあります。そういうことですから、できるだけそういう機会をとらえて働きかけて、確かに地域で支える福祉と、そういう面でミニサロン含めて大変いい事業をやっているとは思っていますので、さらに拡大すれば高齢者福祉という面で大きな成果が出てくると。そこに地域力というもの生まれてくる、そこが課題を拾い得る場所にもなると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、集落自治会の変化に対する行政について要望しておきたいと思います。これは社会教育の場や何かでもいいと思いますが、役員のなり手がなくて、老人クラブさえも解消しなければならないという集落も現実に何箇所か出てきています。よって、社会教育の場や何かを使って自治意識、市長の言う意識を高めるためのリーダー研修などの、そういう地域力を高める教育の場、リーダー研修の場みたいなものをつくることなどもその一つの方法かなと思いますので、集落の実態を把握しながら市でも支援の体制をとっていただきたいものだというふうに考えます。

地球温暖化に関しては、最後にお願ひしたいのは、今、市長が地球温暖化都市宣言をやることは明言されていますし、ぜひ宣言都市に恥じない新エネルギーの整備とか、地球温暖化に対する意識の高揚等、ひとつ力を入れてやっていただくことをお願いしておきたいと思います。

1 点だけ回答を求めたいのですが、今回のこの地球温暖化の関係は、ガス事業所は別になっています。企業局 —— その車の台数等を見ると入っていないと思いますが、その辺はどうかお知らせいただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、財政課長。

●財政課長（佐藤家一君） お答えいたします。

19 施設の中には企業局も入っております。ただ、企業局の所管の車が入っているかどうかについては、ちょっと資料ありませんので確認してからお答えいたしたいと思います。

【21 番（本藤敏夫君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで 21 番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

次に、5 番宮崎信一議員の一般質問を許します。5 番宮崎信一議員。

●5 番（宮崎信一君） それでは、通告しております 1 点だけでございますが、ぜひ明確な御回答をよろしくお願ひしたいと思います。

初めに、申しわけありません。6 段目の文字がちょっと逆 —— 「いう」というのが「うい」というふうになっていますが、これでは文字になりませんので、「いう」に訂正を願ひます。6 段目の真ん中ほどです。上から 6 段目、「いう」と「うい」を、これは「いうのは」でございますので、「うい」では文字になりませんので御訂正願ひます。すいません。

それでは、TDKのプール及び周辺施設についてお伺ひいたします。本年度 3 月をもちまして金浦地域にあります TDK プール、これは会社の福利厚生施設の一つだと思ひますが、休館になっております。隣には宿泊施設等、またグラウンド等たくさんございますが、非常に残念に思ひます。特に仁賀保、金浦地区の市民の方々、なかなか象潟のほうにあります B & G のほうに通うのが不便と。年代にもよりますけれども、なかなか今まで行っていたところに通えないというふうに通っております。また、通っていた方々のうち、あまり多くはないというふうに通っておりますが、由利本

荘市の遊泳館のほうに行っていると。これは高速の具合もあろうかと思いますが、そちらのほうに行っているという方もおられるようでございます。水泳といいますが、ほとんど見かける限り歩行のほうが多いのではないかと思います、とにかく市民の健康維持、メタボリックシンドロームの予防、また、普段の健康管理、病気予防のためにも役に立つ施設だと思えます。何よりもせつかくある施設が使われないままというのはもったいない限りであります。

問題は、この休館になった理由が施設の老朽化なのか、会社の方針、つまり今の世の中の方針で健康保険体育館も解体されましたし、残念ながらそれを伺い知ることができませんでした。当然、私ちょっと存じ上げませんが、会社、これは本体になるのか労働組合なのか、この話し合い、資金面、人材等、逆に人材等であれば人数何人かあわせて雇用できますので、そういう面もあります。特に周辺は、今やっておりますまちづくり交付金事業で周辺整備しているところでございます。思えば現在、凍結中の文化施設の予定地の近くでもございます。そしてまた、サッカーグラウンドと野球場、それから白瀬記念館というふうなものもございます。その白瀬記念館の記念事業も控えているというふうに向っております。やはりその辺の周辺整備、その整備の中にこのプールが入るか入らないかはお考え一つだとは思いますが、市のほうで運営するとか再開のお願いをするとかそういう形にならないでしょうか。ある一人とは言いませんが何人かの要望でございまして一般質問させていただきました。よろしく願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

TDKのプールの活用でございますけれども、今御質問のように3月30日に休館となっております。これまで金浦地区、あるいは仁賀保地区の利用された市民の皆さんには大変不便になったところでございますけれども、残念ながらプールの再開予定は今のところないというふうにして伺っております。これは老朽化しているためなのか、そのあたりの確認はやっておりませんが、建築して相当の年数もたっておりますので、設備ももしあれから入れ替えをしていなければ相当設備も老朽化しているだろうと思えます。いずれにしても確認はしておりません。

御質問のようにTDKの代わりに市が運営することでございますが、類似施設として象潟B&G海洋センターがあるわけでありまして。この2つの施設を市が運営していくということは、現実的に今の状況からして難しいと考えております。22年度からの計画となっております第二次の行財政改革大綱及び集中改革プランにおいても、いかにして組織機構の見直しをしてスリム化をして、あるいは当然職員の削減もありますが、あるいは指定管理者制度などを活用して経費の節減を図っていくかというのが大きな課題でございますので、2つの施設、類似の施設を市が運営していくことは、先ほど申し上げましたように難しいという環境でございます。何とか、20分ぐらい、仁賀保から20分ぐらい車でかかりますけれども、何とか——再開するかどうかわかりませんが、TDKのほうで、どうするかは確認しておりませんのでわかりませんが、市民の財産であるB&Gプール、これをです、何とか利活用を高めたい、このことをお願いしたいと思っております。いずれにしても宮崎議員の御質問に対しては、なかなかお答えすることが難しいと、このこ

とだけは明確にお答えをさせていただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 5番宮崎信一議員。

●5番（宮崎信一君） 明確にお答えいただきまして、まことにありがとうございます。というわけで、御答弁の中に会社のほうにまだ伺っていないということです。できたら所管のほうでちょっと会社のほうに、今後の見通しなどを伺っていただければなというふうに思いますが。というのは、私、下のほうにとってつけたように周辺整備うんぬんかんぬんと書きましたが、このあたりからもう少し質問しようかなと思いましたが、それはまたそれで別の機会にさせていただきますが、やはり今まであった施設が使われないで大体半年、1年ぐらいたつほど、特にああいう水系のところはだめになります。一般家屋においても人が住んでいけば生きていけますし、でなければ死んでしまいます。要は会社のほうでこれからやるやらない、また、例えばフィフティー・フィフティー、もしくはその歩合でこういう運用面で、例えば市である程度あれするならばあれしてあげてもいいよぐらいの話をしていただける状況にはないのでしょうか、これだけ伺います。それと、これきよねんあたりからありますヘルスアップ事業なんかにくっつけるようなことはできないものかなど。財政の苦しいのは十分わかりますけれども、あれだけの施設を建てるとすれば、私、建築屋ではありませんがかなりのお金かかるわけで、確かに運用していくのは大変な費用がかかるかと思いますが、やはりあるものを使わないというのは本当にもったいない限りであります。この2点、その会社のほうと一遍話し合ってみるといえるのか、ヘルスアップ等に考えていただけるのか、この2点だけお答えいただければ、お願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 会社の今後の方針どうなっているのかについては確認をしたいと思っております。ただ、確認次第でTDKさんが将来にわたって再開の見込みはないと言われても、言われても、やはり市でそれを運営していくということは先ほど申し上げましたように難しいと思えます。今いろいろな公共施設ありますけれども、これは将来的にわたってこの公共施設も集約をせざるを得ない状況にくると思えます。そうした中で類似の施設を2つ市が運営していくということは、やはり難しいと、幾ら考えても難しいなというふうにしてきょうは臨ませてもらいましたので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） ヘルスアップ事業の中でこの温水プールの管理運営ができないかどうかということでございますが、ヘルスアップ事業というのはもう既ににかほ市では終了しております。もう既に特定健診のほうに移っております。ヘルスアップ事業そのものはにかほ市では終了しております。新たにもう一度ヘルスアップ事業を起こしたとしても、この事業の中で施設を運営するというのは多分事業の中ではできないことだろうと思っております。

【5番（宮崎信一君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで5番宮崎信一議員の一般質問を終わります。

所用のため20分まで休憩します。

午後 2 時 02 分 休 憩

午後 2 時 19 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

御報告します。14 番佐々木清勝議員、所用のため早退の届け出が出ております。

それから、先ほど 21 番本藤敏夫議員の一般質問において答弁留保されていた部分がございますので、これを許可します。財政課長。

●財政課長（佐藤家一君） ガス水道局の車両が入っていないというようなお話がありました。今回のにかほ市の計画の中には、安心・安全の確保に使用される車両については対象外としております。一つには今言ったガス水道局の水道、ガス、安全な供給の確保という観点から、日々その施設の点検、見回りに行かなければならないというようなことがあります。また、その冬期の交通の安全の確保という観点から建設課所有の除雪重機等も除外としております。またこのほか各分団で持っている消防車についても対象外としております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に 12 番村上次郎議員の一般質問を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） 大きく 4 点にわたって質問をします。

一つ目は住宅リフォーム制度、これを新設できないかということです。

御承知のとおり経済不況のもとで各種中小業者の仕事が大変少なくなっています。緊急経済対策の一環という面からいっても住宅リフォーム制度を新設するというのが、住民と中小業者、特に建設業関係ですが、その両面から有効だと思います。岩手県の八幡平市では助成率を 20%、ただし上限 20 万円、全体の予算額が 1,000 万円というふうにして 09 年 4 月から 10 年 3 月まで 1 年間という期間でこの住宅リフォーム制度を設けています。同じ県の奥州市では助成率 10%、上限額 10 万円、予算額は 500 万円、実施期間は八幡平市と同じになっています。一方、埼玉県内には実施期間を制限していないで住宅リフォーム制度を設けている町もあります。この制度を実施しているのは、調べたところ 19 都道府県 83 自治体になっているようです。助成金額の上限というのは全体的には 1 件 20 万円から 30 万円くらいのところが多くなっています。そして秋田県でも住まいづくり応援事業というふうにして新築、改築、リフォームに対して利子助成制度を設けています。市としても住宅リフォーム制度を設けることは、市民と関連業者のために意味ある、意義あることと考えますがどうでしょうか、お答え願います。

二つ目は、国の補正予算を住民要望実現に活用していくべきではないかということです。

にかほ市として 08 年度の政府から出された補正予算等を生かして緊急雇用対策など一定の努力をしていることは評価しています。しかし、5 月でこれまでも幾つか話がありましたが事業所を閉鎖し、全員が職を失うという事態になったり、他の事業所でも閉鎖や従業員の解雇などが続いて市民の雇用と暮らしが困難な状況が拡大しています。そういう中で経済危機対策と称した本年度補正予算が成立しました。これは大企業の資金繰り応援や研究開発減税など大企業応援という点での間

題が多い面があります。しかし、地域活性化・経済危機対策臨時交付金としてにかほ市にはきのう提案されたように3億8,800万円ほどが試算として上がっています。この交付金は秋田県には103億円が同じく試算額とされているようです。このほかに地域活性化公共投資臨時交付金、緊急雇用創出事業もあります。この交付金や県に置かれる各種基金は、市として住民の願いを実現するために活用すべきだと思います。

実は総務省でも全国都道府県財政課長会議を4月24日に開いて、その会議の中で自治財政局長が09年度補正予算に盛り込まれた追加公共事業費等について果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うよう要請しています。交付金の活用を次の事業等で検討されているかどうか質問を準備したわけですが、きのう、15日の追加補正予算に盛り込まれているものもありますので、補正予算に見えなかった部分についてもお尋ねします。上がっている項目が大変多いので、この項目については検討しているかない、あるいは実施しているなど、端的にお答え願えれば結構だと思います。1番目は、地区自治会要望道路、排水路の改修清掃、これは予算に盛り込まれておりました。2番目、雇用の創出拡充は補正予算には出ていません。どうした、検討したかしないかと。3番目、農業施設は出ていません。福祉施設の改修等には補正に上がっております。4番目の保育園、学童保育関係は見えませんが、その他公共建物の改修、施設充実、耐震工事、これはかなり丁寧に上がっております。5番目、太陽光発電導入は、これも見えていないようです。6番目、防災施設設備の改修、これは補正に上がっています。7番目、火災報知機設置助成、これも上がっております。上がっていないところについての答弁を求めます。

次、3番目ですが、介護保険の新しい認定制度についてお尋ねします。

基本的にはこれはこの介護保険でどうこうするというのではなくて、政府のあり方、厚生労働省のやり方、これについてが中心になると思いますが、それが直接影響してきますので、そういう観点からの答弁を求めます。

政府はことし4月から新しい要介護度認定方式に変えました。その内容は、一つ目は訪問調査による82項目を74項目に減らす。二つ目は調査の際に介助が必要とする基準を狭める。三つ目は審査会の役割を引き下げるなど認定を軽く出るようにするものです。もちろんケースによっては重く出るものもありますが、全体的には軽く出るようになっております。要介護からより軽い要支援に認定が落ちてしまえば施設入所の対象から外されます。非該当と認定されれば介護保険のサービスは使えなくなります。利用者にとっては生死にかかわる大きな問題です。新しい認定では移動、移乗の調査項目で、移動や移乗の機会のない重度の寝たきり状態の人でも、従来であれば全介助と判断されました。ところが新しい認定では介助自体が発生していないということで自立を選択するようになっています。このように信じられないような認定も含まれております。先ほど言いましたように新制度は、これまでより軽く判定し、給付費を削減するねらいがあります。厚生労働省の内部文書は、毎年2,200億円の社会保障費を削減する自民党、公明党政府の方針のもとで介護給付費を抑制し国庫負担を減らすために、制度改悪の全面的な検討が加えられていたものです。そこには認定の適正化などによって金額にして280億円から384億円縮減できるというふうに書いています。このような新しい調査の基準に対しては、当然ながら批判の声が上がりました。政府は世論の反対の声

に押され、経過措置というのを出したわけです。それは新しい認定で要介護度が変わった場合、希望すれば従来の要介護度を継続できるとしたものです。新制度の欠陥を認めたのに等しい対策です。しかし、新たに認定される人は改悪の認定方式で進められ、実情に合わない認定が出される可能性があります。また、9月の認定時期には経過措置がどうなるか心配でもあります。

そこで質問ですが、一つ目、新しい制度でこれまでより軽度に認定された人が何人いるかどうか、そしてその対応はどのようにしているかお尋ねします。二つ目、新制度後の経過措置を受けての対応はどうやっているのでしょうか、今後どのようにするつもりかお尋ねします。三つ目、新しい制度の移行の前にも軽い軽度の判定や利用の制限、一部には今度は軽くするんだということを言っていた介護保険課長もいたようですので、この話ではありませんが、そういう利用の制限があったかどうかということについてお尋ねします。

最後4項目目は、市の福利厚生負担の内容についてお尋ねします。

4月27日付の日本経済新聞に「公務員の福利厚生に公費 一部自治体なお高額」との見出しで記事が載りました。その中では、互助会などへの公費支出が多い自治体として順位がついています。1人当たりの公費支出額が1位は青森県鯉ヶ沢町で8万3,333円、2位が京都府宇治市で7万1,636円、3位はにかほ市で6万956円、以下、秋田県八峰町が6万541円、三種町が5万8,103円と続いています。一方、その記事の表によると、自治体の公費支出額は鯉ヶ沢町で50万円、京都宇治市が1億208万円、にかほ市が2,060万円、八峰町369万円、三種町1,011万円とばらつきがあり、この表を見ただけでは1人当たりの額と公費支出の額との関連でも不明な点があります。そこで、この新聞記事を見た市民からいろいろと疑問の声が上がったわけです。

そこでお尋ねしますが、一つ目、互助会への公費負担率は同じ、秋田県の場合統一されているようですが、市の1人当たりの公費支出額が多目に出ているというのはどうしてなのか、互助会以外に市独自支出あるかどうかお尋ねします。二つ目、互助会の主な事業にどんなものがありますか、一覧等でお答えください。先ほど机上に表がありましたので、若干の説明をしてください。三つ目、今後の福利厚生についてどう考えているかということです。私は基本的には働く人はできるだけ大事にして、仕事に意欲的に取り組める、こういうことが必要だというふうに考えておりますが、この記事を見るだけでは不明な点、あるいはにかほ市だけが突出して負担を多くしているんじゃないかと、こういう疑念もありますので答弁を求めます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、御質問にお答えをいたします。

初めに、住宅リフォーム制度の新設する考えはないかという御質問でございます。

不況によりまして民間住宅の建築が激減するなど、職人さんにとっては仕事がなくなっていることは十分認識をしております。市でもこれまで住宅や家具、ガラス、内装、電気工事など小規模な修繕工事については地元の小規模修繕登録者の方々に仕事をお願いしてまいりました。今後も引き続き地元の業者をお願いしてまいりたいと思います。

ちなみに市内には小規模修繕登録者が6月現在で21名おります。発注状況としては、平成19年

度は 81 件の 268 万円、20 年度は 152 件の 387 万円、また、市では老人福祉の増進や障害者の福祉の増進を図るために高齢者住宅整備資金貸付事業や、あるいは障害者住宅整備資金貸付事業、そして介護保険制度の住宅改修費給付制度があり、これらについても地元業者を活用するようにお願いをしているところでございます。残念ながら高齢者、障害者住宅整備資金貸付制度については、合併後はございません。ございませんが、介護保険制度の住宅改修費給付制度については 19 年度の実績で手すりの取り付け、段差解消など 36 件で事業費にして 414 万円、すべて市内の業者にお願いして施工されているようでございます。これも残念ながら 20 年度の実績はございません。

また、先ほど御質問の中にもありましたが、秋田県で行っております住まいづくり応援事業の取り組み状況でございますが、この事業は御承知のように県が 21 年度から始めた事業でございます。今年度の予算では新築、改築等で 5 億 6,000 万円、それから対象戸数は 700 戸、改修等については 8,000 万円、対象戸数は 400 戸と見込んでいるようでございます。県によりますと 5 月末現在の申込数は新築、改築等で 178 戸、改修等で 42 戸となっております。市といたしましても広報等で PR しながらこの制度を活用していただきたいなというふうに思っているところでございますが、市独自の住宅リフォーム制度の新設については、今のところは考えておりません。

なお、今年度から実施している木造住宅耐震診断補助事業の状況や結果を踏まえて、耐震改修工事の補助制度を創設する計画であります。今、検討を進めておりますので、リフォームを実施する際には、耐震改修もあわせて施工していただいて、より効率的で効果的な工事をやっていただきたいということを市民の皆さんにはお願いしたいと思っております。

それから、国の 21 年度の一次補正の関係でございますが、お話のように 3 億 8,800 万円、当市に対して交付割り当てがありました。そこで、1 番の地区要望については御理解をいただけたものと思っております。2 番の雇用創出については、直接的に市で雇用するメニューはございませんけれども、いろいろな事業を発注することによって雇用の拡大につなげていきたい、そういうふうにして考えております。それから 3 番目の農業施設関係、あるいは福祉施設の改修についてでございますが、福祉施設としては総合福祉交流センター「スマイル」の改修を見込んでおります。農業施設については、農地有効利用支援整備補助金などの既存の補助制度の活用を検討してまいりたいと思っております。それから④の保育園、学童保育、公共施設の改修等々耐震工事についてでございますが、公共施設等については今回、耐震をやるということで予算計上をさせていただきました。保育園の耐震については、私立ということもございますので、今後、補助制度などを創設して支援策を講じてまいりたいと思っております。

それから、太陽光発電、これについてはさきに本藤議員からも御質問ありましたけれども、今、太陽光発電を設置しているのはフェライト子ども科学館だけでございます。ですので、その効果などを再度検証しながら、今、日進月歩でその太陽パネルもいろいろ変わってきておりますので、そうしたことを踏まえながら今後の課題だと考えております。

地球温暖化対策としては、ハイブリッド車などの公用車 4 台を購入する計画となっております。低酸素社会の位置づけに寄与してまいりたいと思っております。

6 番の防災施設整備の改修でございますが、これについては説明のとおり消防車庫、あるいは自

主防災組織等の資機材、これの購入に努めて強化に努めてまいりたいと思っております。そのほかにも象潟中学校の解体、あるいは小中学校の地デジ対応、これは地元のほうからテレビを相当台数になりますが購入したいというふうにして考えております。したがって、雇用の創出などについては、中学校の解体などの大きな工事によってある程度雇用も確保されるのではないかと、その点については請け負った業者等にお願いもしてまいりたいと思っております。

他の質問については、担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 御質問の件でございますが、今回の見直しにつきましては、要介護認定に、より正確に介護の手間を反映いたしまして、不公平感につながりやすい認定結果のばらつきなどをなくするために行われたものでございまして、お尋ねの1点目のことでございますが、新認定制度移行後に更新申請をなされた方は70人、現在おります。この認定の内訳でございますが、以前よりも軽度に認定された方につきましては10人、以前よりも重度に認定された方につきましては18人、それから変更がなかった方につきましては42人となっております。軽度に認定された方10人につきましては、いずれも見直しに係る経過措置を御希望なされまして、これまでと同様の介護認定を現在受けておられます。また、重度に認定された18人のうち4人の方につきましては、介護度が上がることによりまして住宅サービスの支給限度基準額、これにつきましては増加することになりますが、以前と同じ介護サービスを受けた場合に利用者負担額がふえることとなることから、見直しに係る経過措置を御希望なされまして、逆に軽度の以前と同じ認定を受けておられます。

次に、2点目の経過措置を受けての対応についてでございますが、今回の見直しでは申請手続はこれまでどおりでございますが、認定調査員が御本人を訪問し行う調査でありまして、御本人の実際の状態や介護の程度のありのままを見させていただきまして、普段の様子などをお聞きして行われておるところでございます。このため、調査の際に御本人や御家族の方が普段困っていることや不便に思っていることにつきまして、具体的に御遠慮なく調査員に詳しくお伝えいただくことが重要となっております。認定の更新をなさる方々の中には、要介護認定が以前よりも低くなる方なども考えられるために今回経過措置が設けられてございます。このため、広域並びににかほ市では、要介護認定調査員をお願いいたしまして、要介護、要支援認定の更新申請の際に見直しに係る経過措置について、直接御本人またはその御家族の方へ御説明申し上げまして、特に以前よりも軽度の認定となるような場合につきましては、経過措置希望調書の記載を促しまして、制度の見直しに伴い不利益をこうむることのないように、対応いたしておるところでございます。

次に、3点目の新制度移行前でも軽度判定や医療の制限がありましたかとの御質問でございますが、要介護認定の有効期間は初回が原則6ヵ月でございます。次回から更新認定の期間は1年（12ヵ月）となっております。新制度移行前の更新時における変更割合は以前と同じ64.5%と最も高く、次いで以前よりも重度が29.5%で、以前よりも軽度が6%となっております。新制度移行前でも軽度の判定を受けられた方もおりました介護サービスの利用の制限につきましては、そのようなことはございません。しかしながら、居宅サービスを利用する場合におかれましても利用の制限

はありませんが、支給限度額を超えたサービスを受けられる場合には、その超過分は利用者が負担することになっておりますので、要介護認定につきましては申請に基づく認定調査員の調査、主治医の意見書などをもとに、要介護認定審査会において要介護認定などに係る要介護認定審査会による審査並びに判定の基準等に関する症例に基づきまして、適正に要支援状態、または要介護状態の審査及び判定がなされまして、その認定結果に基づく内容で必要な介護サービスを御利用いただいております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 4点目の市の福利厚生に対する負担の内容についてお答えします。

一つ目として秋田県市町村互助会への公費負担は、全市町村が等しい負担率となっております。平成20年度では1000分の13、平成21年度では1000分の12.5となっております。この県互助会への職員一人当たりの公費負担額を20年度決算ベースで比較いたしますと、にかほ市は加入18市町村中13番目と低い負担額となっております。今回公表されました資料は、県へ提出しております県内市町村の福利厚生事業にかかわる公費負担の状況調査でありまして、本市の場合は県互助会への負担金と職員健康診断の委託料を合わせた金額となっております。報道記事で本市の公費負担額が余りに多いことから県互助会及び県から資料を取り寄せまして加入市町村の調査表の報告内容を比較したところ、他の市町村については県互助会への負担金のみの金額で報告しているところが多く見られました。その後、県を通しましてこの調査表の記載方法について国に確認してもらったところ、現在の調査表の記載要領は解釈の違いが生じやすく、各自治体から報告されている内容も統一されていないことのようにあります。先般、県から次回以降、調査表の記載要領を見直し、統一した調査を行うとの回答をいただいております。また、互助会以外への支出は、さきに述べました職員健康診断委託料以外にはございません。

2点目の県互助会の主な事業は、別紙のとおりとなっておりますが、給付事業の災害見舞金、それから医療費等の給付、これについて公費負担はありません。すべて職員の負担金、つまり掛け金のみで運営を行っております。

3点目の今後の福利厚生についてであります。職員の福利厚生制度は地方公務員法第42条により、地方公共団体の責務として実施すべきことが規定されております。本市の場合、福利厚生事業の効率かつ円滑な事業を実施する観点から、にかほ市職員の厚生制度に関する条例に基づき秋田県市町村互助会に加入しております。今後も本来市が行うべき職員の福利厚生事業を、引き続き県互助会を利用して実施してまいりたいと考えております。

なお、事業の見直しや公費負担率の見直しなど公費負担のあり方については、県互助会を構成する市町村の共通とする課題として構成市町村団体の担当課長等で組織する運営委員会において現在検討を進めているところでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 最初に住宅リフォームの助成制度についてお尋ねいたします。

確かに小規模修繕登録者、それらの活用、これも合併後間もなく設置されて、業者からは大変喜ばれていると、こういうことを聞いております。これも確かに生きて活用しているわけですが、そ

他の住宅リフォーム等は、例えば介護保険の範囲でのリフォーム等の助成はありますけれども、一般的には特別にはないと。ただ今回、耐震調査後の耐震補強をどうするか、あるいは最近出たブロック塀の撤去の費用と助成、こういうこともあるので、そういう面では着々と進んでいる面があるというふうに思います。

そこでお尋ねですが、秋田県の制度、これについて件数報告ありましたけれども、その中でにかほ市の在住者の利用、こういうものがわかりましたらお知らせ願いたいと思います。それによって、やはりどの程度の必要性があって活用をしているのかということがわかると思いますので、その点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 秋田県の施策、にかほ市の利用については担当の部長がわかっているとお答えしますが、今年度に入ってにかほ市の技能組合のほうからも要望書をいただきました。それについては耐震診断とあわせて、その耐震補強の工事に対する助成制度、これを創設していただきたいという形での要望書は受けとっております。ですから先ほど申し上げましたように、今の状況を見ながら、今、要望が出てきているのが耐震診断が四、五件、ブロック塀が10件ぐらいあるのかな、そういう状況を見ながら、なるべく早くその耐震補強の関係の補助制度を創設したい、このように考えております。

他については担当の部長がお答えします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） その活用のにかほ市の在住者数ということなんすけれども、残念ながらちょっと、全体の数は聞いてあったんですけども、にかほ市で何人というふうに内容はちょっと聞いていませんので、もしあれだったら会期内にもうちちょっと確認しまして後日連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 市長の答弁、なるほどと思いますけれども、この住宅リフォーム制度はかなり広がってきているということと、そんなに件数を多く、しかも予算を多く持たないという特徴があります。それから期間も、この不況対策ということもありますので1年がかなり多い、実施している市町村では1年というのが多いようです。しかし、先ほどのお話ありましたけれども求職者が確か865人もおると。そしてさらにこれから事業所閉鎖、雇用保険が終わるころには、さらにこれがふえるというようなこともありますので、できれば予算の全体額はそんなに多く持たなくても済みそうだということと期間も限定できるということなどもあわせて、技能組合とのお話の兼ね合いもあるけれども、今後、耐震、これに限定しないで少し幅を広げて業者も利用者も双方お互いが助かるというふうな制度を検討してもらえればと思います、その点についていかがでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 耐震診断、この形を見ながら、こうしてそういうものを創設したほうがいいのかどうか、あるいは耐震診断とあわせながらリフォームの部分もやったほうがいいのか、その

あたりはさらに研究をしてみたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今の検討期間ですが、耐震調査ももう早いのはしていると思うのですが、その時期も早めながら、できるだけ早くその検討をしていく必要があると思うので、めどをどのぐらいにみえていますか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 耐震改修に対する補助制度の創設につきましては、今現在、広報と一緒にチラシでもってその制度を紹介しているところでございます。

なお、新たにその耐震改修に対する補助制度を創設するということを検討しますので、その内容がかたまり次第に、それを含めて耐震診断の周知も含めて、それを受けないと耐震改修の補助制度は活用できないことになっておりますので、あわせて7月1日号の広報等でお知らせすることにし、作業を進めているところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 耐震診断の区切り、これをどこにもっていつているのですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 耐震診断については、住宅については昭和 56 年以前の建築された住宅ということで考えております。

●議長（竹内睦夫君） 総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほどの住宅リフォームについては1年というふうな限定した形で他の市町村で行われているということの話でしたけれども、この耐震の診断並びに耐震改修に対する制度について期限は設けておりません。この改修がなくなる、改修がすべて完了するまで進める計画としております。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 耐震診断をいつ終了というか、終わりにするかということが一つです。というのは、それがないと次へ進まないといえますから、それが本年度中なのか、あるいは年度途中でもできるのか、あるいは来年にまたがっていくのか、その辺を聞いています。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 耐震診断についても来年度以降も継続してこの制度はもっていきます。先ほど申し上げましたとおり耐震診断を希望されて、それに該当した方の住宅の耐震診断を行って、その結果、ある一定基準の中で危険だということでその方がリフォームするという場合には、直ちにリフォーム等の助成措置に移行できるようにその補助制度の創設を考えているということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） そうすれば、診断が出次第、直ちにというふうを受けとっていいわけですか。はい、わかりました。

それでは次に、二つ目の国の補正予算の活用の問題についてお尋ねしますが、県のほうにもこの

緊急雇用創出事業、あるいは安心こども基金など県で基金を設けて、それを各市町村に活用してもらおうと、こういう制度もあるのですが、こちらのほうを検討して先ほどの雇用創出、農業施設、保育園、学童保育、太陽光問題、こういうことを検討したのかどうかお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 今御指摘の事業メニューについても検討はいたしました。ということで、その中から最終的に追加提案されました事業メニューが決定されたということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今回、予算が結構多いわけですから、県の基金も結構使える分があると。ですから、まだまだ市の申請によっては活用できる面があると思うわけです。そこでその活用をするに当たって、例えば地区要望等が今回の補正で、この前の話ではほぼ 08 年度の補正では 9 割ぐらい地区要望がかなうだろうということでしたので、今回でほとんどかなうのか、すべて、ほとんど行き届くのかどうか、まだまだ残っているのかどうか、その辺の見きわめも必要ですし、今、予算がついている間にはさらに地区要望を出してもらおうと、こういうことも出てくるかと思うわけです。同時に、先ほど技能組合の話もあったのですが、ここ地元業者で生活関連の公共事業等をよくやっている業者等にも聞きながら、どういうところをどのようにやればいいのかということさらさら広げていく、そしてそれを実行していくということが安心・安全などいろいろ言われているわけですが、業者も助かりますし、排水や道路の整備も進むということですので、その点の業者からの聞き取りなどもあるかどうかということも聞きたいと思えます。当然内部調査、あるいは各課からいろいろ問題は出されて、それをまとめていると思うのですが、その点についてもお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 雇用の拡充については、今回の交付金とは別に昨年度から行われております緊急雇用創出事業、これがまた第一次補正で国の枠ですけれども 3,000 億円が追加されるということもあります。これについてはまた部内でさまざまな該当する事業メニューを措置しながらその拡充に努めていくこととしております。これはあくまでも直接雇用の部分でございます。それ以外に、ふるさと雇用再生特別交付金を活用しました委託事業もございまして。これについても今回の補正予算に計上しておりますので、この事業メニューについてもまた該当するメニューを掘り起こしながら雇用の確保に努めていくこととしております。

なお、先ほど御質問がありました地区要望についてでございますけれども、平成 21 年度までの要望としては、用地の関係のある事業、あるいは国との事業のかかわり合いがあるもの、施行するに当たってかなりの経費負担、あるいは工法がなかなか定まらないもの等、条件をクリアするのに難しい工事を除きますと、ほぼ平成 21 年度までの分については今回の補正予算で対応が可能になるものと考えております。ただし、平成 22 年度に向けた新しい地区要望が 7 月にまたとりまとめを行いますので、それについてはどのような要望件数になってくるのか、あるいはどのような要望内容になってくるのかはまだ把握できていない状況でございますので、内容を精査の上、平成 22 年度予算のほうで対応していきたいというふうに考えております。

あと、業者からの聞き取り等については建設部のほうからお答え願いたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） ちょっと質問の内容あまり詳しくちょっとあれですけども、業者の聞き取り —— の内容といいますかね —— 。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今回の予算を活用するに当たって、当然庁舎内各担当のほうからどういう事業が必要かというふうに聞きながらまとめてきたということか、それが原則だと思いますが、そのほかに例えば範囲を広げて、常に生活関連公共事業等をやってもらっている業者等にもヒアリングをしたかどうかというお尋ねです。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 私のほうでは特別そういうヒアリング等はありません。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今回の補正で、ほぼねらったところはできているというふうに考えているのか、まだまだ —— 県の基金もありますから、この後さらに各種事業をこの後盛り込んでいくというふうに考えているのかどうか、その点お尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） この後の経済対策でございますけれども、大きなものとしてはこの後予想されるのは地域活性化公共投資臨時交付金の活用でございます。これはきのうの加藤議員の一般質問にもお答えしましたが、国で認められている補助残について、その補助残の 9 割を交付するという制度でございます。

なお、具体的な制度の内容について、まだ国・県のほうから示されておられません。この後示されてくるかと思しますので、その辺でまたどの範囲までこの事業でにかほ市の公共事業等が進捗するのか、まだ概要はまとめ上げていないところでございます。

もう一つ、先ほど一つ私答弁漏れあります。つけ加えたいことがございます。耐震改修の助成制度ですけども、これについてはまだ予算化がなっておりませんので、補助制度を創設した上で 9 月の補正予算に計上したいということで、調査を受けて、あわせてその補助制度を創設して 9 月の補正予算までにまとめ上げたいと。改修の助成制度についてはそういうスケジュールとなっております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） それでは 3 項目目の介護保険の新認定制度のほうに入りたいと思いますが、先ほどの新しい認定制度というのは正確に、そして不公平感につながらないようにということで新しい制度がつけられたというふうな説明は、それは厚生労働省のほうから、正式ルートではそのようにきたと思います。ところが厚生労働省で出した内部文書というのがありまして、それには —— 幾つか、一、二点しか言いませんけれども、例えば要支援が 2、それから要介護 1、この割合が 5 対 5、半々ぐらいであればいいけれども、半々だので、これを軽いほう、つまり要支援 2 のほうを 7、要介護 1 を 3、このように変えなければいけないと。つまりその分だけ負担が軽くなるということで、それでそういう指導を受けたというふうに介護保険、さっきちょっと言いましたけ

れども介護保険課長が明言しておりますし、厚生労働省の内部文書もそういうふうなことがあるわけです。しかも審査でいくと、例えば先ほど極端な例だと思われたかもしれませんが、移動や移乗が前は全介助だったのが、その手助けのチャンスがないから自立だというふうに変えている、こういう例もあります。それから、食事をとるのに中心静脈栄養のみで口から食べていない人が前は全介助、これが食べていないのだから食べさせる手助けもいらないということで自立、介助なしと、こういうふうな判定が出るようにというふうにいるいろいろ経費削減のためにつくっているわけ、つくっているというふうな状況があるわけです。ですから経過措置というのが出てきた。軽くなってこれまで世話になっていたものがどうも削られるということであれば大変だということで、これが国会で問題になって、厚生労働省でもこの内部文書を認め、そして経過措置を出して、当面は軽く出た場合は本人が希望すれば元通りというふうになっています。若干つけ加えますと、例えば金額一つ一つ出ているんです。福祉用具などいろいろ貸したり、購入費、これを切り詰めれば約 50 億円経費削減できるとか、高額介護サービス費限度額を引き上げれば 50 億円減らせるとか、補足給付の支給要件に資産要件を導入すれば何々というふうに、いろいろ計算までしているわけです。これが文書として出ているというふうなことで、これではやはり具合が悪いというので経過措置というふうになったわけですが、そこで心配なのが経過措置は一体いつまで認められるのかどうか、これです。例えば 6 ヶ月後に更新しなければいけないといったときに、今度新しい制度でいくんですよということになると、軽く判定されて半年ぐらいは元へ戻すことができたけれども、その後は効き目がなくなるといふようなことがあると、希望者が大変困るのではないかとというふうに思いますので、その辺、どのようになされているかわかりましたらお答え願いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

わかる範囲でお答えさせていただきたいと思いますが、村上議員から御質問されている中での内部的な文書については、市のほうには流れてきてございません。あくまでも県を通して流れてきているものでございまして、我々につきましては先ほど申し上げたことのような感じでございまして、この経過措置の期限につきましてもいつまでというようなことの指示はまだ受けてございません。いつになるのか私たちもちょっと心配しているところでございます。

いずれにいたしましても介護認定を行う際に、その介護を必要とする方の日常の支援、それがどういうふうにして支援が必要なのかということを確認するために今回の改正がなされておりますので、そのことをおわかりいただきたいと思います。軽度に認定される方もおりますが、逆に重度に認定される方もございます。先ほど言いましたように、この介護度が重度になった場合であっても、逆に経費がふえる方もおります。ですから軽度に認定された方、あるいは重度に認定された方におきましても、この経過措置を御利用いただくように市のほうで説明いたしておるところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） これは国の制度でやっているわけで、市の出先が直接責任を負わなければいけないというような性格ではないということはおわかりのとおりです。しかし、この結果、軽

くなつたにしても重くなつたにしても前とは変わりましたよということを本人に通知するかどうか。そして本人の希望が活かせるかどうかということが一つと、こういう今までのような認定の仕方と変わったために、本人が難儀する、あるいは負担がふえるということとはできるだけ避けて、やはり充実した介護でなければいけないと思いますので、機会があったらそういうことについても県なりを通して述べていく機会があつていっていただけるかどうか、その2点についてお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 通知についてでございますが、調査の際に調査員に詳しく本人、または御家族の方に説明申し上げまして、軽度に認定された場合でも、あるいは重度に認定された場合においても、その経過措置を受けられますかということをご事前にお聞きしますので、後での通知はございません。後ではあなたは介護度何になりましたよという通知はいきますけれども、後からの経過措置についての通知はいきません。

それから、もう一つ目の御質問でございますが、私たちも介護の認定については非常に正確性を持たないといけないものでございますので、調査員の方々に対しまして今まで以上に、やはりその介護の必要とする方の本人、御家族の方々から意見を正確に聞き取りしての判断といたしていただきたいという形で、その結果が非常に重要になってきますので、そのことをいつも申し上げておるところでございます。調査員は1人ではございませんので、たくさんおりますので、その方々の正確性がないと非常に不利益を被るようなことがございますれば非常に困りますので、そのようなことのないように配慮をいたしておるところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 二つ目の御質問の件でございますが、私たちも広域の介護の担当を通しまして、いろいろ由利本荘市を含めまして会議を持つ機会がございます。実はきょうも本当は介護担当課長会議がございましたが、残念ながら議会で私出席できませんでしたが、そのような機会を利用しながら県のほうにもいろいろ意見を述べていきたいと思っております。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3 時 20 分 散 会